

平成27年 第4回沼田町議会定例会 会議録

平成27年12月17日(木)

午前10時00分 開会

1. 出席議員

議長	9番	渡邊敏昭	議員	1番	高田	勲	議員
	2番	津川均	議員	3番	大沼恒雄	議員	
	4番	小峯聡	議員	5番	久保元宏	議員	
	6番	長原誠	議員	7番	鵜野範之	議員	
	8番	杉本邦雄	議員	10番	橋場	守	議員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	金平嘉則	君	監査委員	金子幸保	君
教育委員長	青木健治	君	農業委員会	山岡禎弘	君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	栗中一弘	君	総務財政課長	菅原秀史	君
政策推進室長	吉田憲司	君	農業商工課長	横山茂	君
住民生活課長	浅野信行	君	建設課長	中野栄治	君
保健福祉課長	黒田美和	君	和風園園長	安念昌典	君
旭寿園園長	谷口勲	君	会計管理者	後藤一昭	君

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長	生沼篤司	君	次長	篠原毅	君
-----	------	---	----	-----	---

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長	三浦剛	君	書記	林亮太	君
------	-----	---	----	-----	---

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
	議長の諸般報告
	決算特別委員会決算審査報告（認定第1号）
	決算特別委員会決算審査報告（認定第2号）
	総務民教常任委員会所管事務調査報告
	町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告
	一般質問
議案第66号	沼田町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
議案第67号	沼田町立診療所の設置及び管理に関する条例について
議案第68号	沼田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について
議案第69号	沼田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第70号	町税条例等の一部を改正する条例について
議案第71号	沼田町介護保険条例の一部を改正する条例について
議案第72号	平成27年度沼田町一般会計補正予算について
議案第73号	平成27年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第74号	平成27年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第75号	平成27年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算について
同意第4号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
同意第5号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
請願第4号	安保関連法（戦争法）の廃止を求める請願について
請願第5号	T P P「合意」内容の徹底した情報公開と検証を求める請願について
	閉会中の所管事務調査の申し出について
意見案第5号	T P P「合意」内容の徹底した情報公開と検証を求める意見書（案）について

(開 会 宣 言)

○議長（渡邊敏昭議長）おはようございます。只今の出席議員数は10人です。定足数に達していますので、本日を以って招集されました平成27年第4回沼田町議会定例会を開会致します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程についてはお手元に配布のとおりでございます。

(会議録署名議員の指名)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番、小峯議員、5番、久保議員を指名致します。

(会期の決定)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第2、会期の決定についてを議題と致します。会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告を願います。大沼委員長。

(議会運営委員会報告 大沼委員長登壇)

○委員長（大沼恒雄委員長）おはようございます。平成27年第4回沼田町議会定例会の会期につきまして、議会運営委員会の審議結果を申し上げます。去る12月10日午後3時より議会運営委員と議長出席のもとに、議会運営委員会を開催致しました。議会事務局より今定例会の提出議案等の概要について説明を受けるとともに、議長からの諮問事項を受けたところでございます。

これによりますと、今定例会に提出される案件は、諸般報告1件、決算審査報告2件、委員会報告1件、所管事務調査の申し出1件、行政報告2件、一般質問、町長に対して9人13件、教育長に対して1人1件でございます。更に条例5件、平成27年度補正予算3件、その他の議案3件でございます。この外、議長に提出されました請願・陳情7件の内、請願2件を上程すべきものと決したところでございます。委員会終了後に、既に提出のあったTPP交渉関連に係る請願と同趣旨の請願1件の提出がございました。12月15日に改めて請願紹介議員と協議した結果、提出のあった国会決議に反するTPP交渉大筋合意は撤回し、調印・批准しないことを求める請願は届出により、取下げの扱いとしたところでございます。よって、最終的に請願2件を上程すべきものとして、意見の一致を見たところでございます。

以上、付議案件全般について審議致しました結果、今定例会の会期は、本日17

日から18日までの2日間とすることで意見の一致をみております。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告と致します。よろしくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）委員長の報告が終わりました。お諮り致します。本定例会の会期は委員長の報告のとおり本日から18日までの2日間に致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から18日までの2日間に決しました。

（諸 般 報 告）

○議長（渡邊敏昭議長）日程第3、議長の諸般報告については、前定例会以降の議会の動静、例月出納検査結果報告書を提出致しましたのでご覧願います。

（決算特別委員会 決算審査報告（認定第1号））

○議長（渡邊敏昭議長）日程第4、決算特別委員会、決算審査報告（認定第1号）を議題と致します。委員長の報告を求めます。高田委員長。

（高田 勲委員長 登壇）

○委員長（高田勲委員長）おはようございます。委員会の決算審査報告をさせていただきます。平成27年第3回沼田町議会定例会において付託された案件について審査の結果を次のとおり会議規則第77条の規定により報告する。

（以下、決算審査報告書を朗読）

○議長（渡邊敏昭議長）委員長の報告が終わりました。本決算に対する委員長の報告は意見を付し、認定とするものです。お諮り致します。本決算は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

（決算特別委員会 決算審査報告（認定第2号））

○議長（渡邊敏昭議長）日程第5、決算特別委員会、決算審査報告（認定第2号）を議題と致します。委員長の報告を求めます。高田委員長。

（高田 勲委員長 登壇）

○委員長（高田勲委員長）委員会の決算審査報告。平成27年第3回沼田町議会定例会において、付託された案件について審査の結果を次のとおり会議規則第77条

の規定により報告する。

(以下、決算審査報告書を朗読)

○議長（渡邊敏昭議長）委員長の報告が終わりました。本決算に対する委員長の報告は意見を付し、認定とするものであります。お諮り致します。本決算は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

(総務民教常任委員会 所管事務調査報告)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第6、総務民教常任委員会所管事務調査報告を議題と致します。委員長の報告を求めます。久保委員長。

(久保委員長 登壇)

○委員長（久保元宏委員長）おはようございます。報告申し上げます。総務民教常任委員会所管事務調査報告。本委員会は申し出た案件について調査を終了したので、その結果を次のとおり会議規則第77条の規定により報告する。

(以下、所管事務調査報告書を朗読)

○議長（渡邊敏昭議長）委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します。本件は委員長報告のとおり受理することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり受理することに決しました。

(町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第7、町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告を議題と致します。始めに町長。

(金平嘉則町長 登壇)

○町長（金平嘉則町長）おはようございます。平成27年第4回定例会を招集申し上げたところ、ご多用にもかかわらず、全議員の出席を賜りましたことにまずもって御礼を申し上げます。では、一般行政報告を申し上げます。

(以下、一般行政報告書を朗読)

○議長（渡邊敏昭議長）次に教育長。

(生沼篤司教育長 登壇)

○教育長（生沼篤司教育長）続きまして、教育行政報告を申し上げます。

（以下、教育行政報告書を朗読）

○議長（渡邊敏昭議長）以上で、行政報告を終わります。ここで暫時休憩と致します。議員各位は10時50分より全員協議会を開きますので、議員控え室にお集まりください。なお、午後の開会は13時と致します。

10時42分 休憩

13時00分 再開

(一般質問)

○議長（渡邊敏昭議長）それでは再開致します。なお、傍聴の方々をお願い申し上げます。マイクの音が聞こえづらい様でしたら前の方にスピーカーが付いてますので、前の方の椅子で聞いていただければという風に思います。よろしくお願い致します。それでは日程第8、一般質問を行います。はじめに町長に対して、一般質問を行います。通告順に順次発言を許します。7番鶴野議員。子育て政策について質問してください。

○7番（鶴野範之議員）はい、議長。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、鶴野議員。

○7番（鶴野範之議員）はい、7番鶴野です。年末の定例という事で、全員の議員14件のご質問ということで、町長、非常に大変な訳ですけれども、長丁場よろしくお願ひしたいなという風に思っております。私の方からは、子育て政策についてということで、質問させていただきたいと思ひます。町長の政策の柱の一つとして子育て満足度日本一を目指すっていう事が挙げられて数年経ってきているかという風に思っております。まあそういった中で、子育て世代から本当に満足度が感じられているのかなという風にこう見た時に、中々そういった感じっていうのが子育ての親からは中々こういう点はいいんですけども、ここがねとか、そんな部分で十分な満足がいつているのかどうなのかなという風に見受けられるように思っております。今、地方創生が叫ばれる中で、総合戦略でどこの町も子育ての支援が充実を図られていっていますし、国の施策の中でもそういった部分で充実を図られようとしている訳なんですけれども、12月の6日の道新の子供の医療費助成についてそれぞれの町の状況に載ってたわけなんですけれども、本町は15歳までが医療費の助成を無料でやっている。その表を見ますと、意外と18歳、まあ22歳、色んなまちの考え方があって、いいかなと思うんですけども、そういう状況でした。そこでなんですけれども、近隣市町村と比べると、満足度日本一を目指すまちとしてはそういった子育て政策に対してどこを差別化してどういう風にやっているんだって

いう所が中々見えてこないなっていう感じをしています。実際、そういった子育てをしている母親達から聞いてても、色々また小さい子、それから大きな子供たちがいる中で、色んな要望を聞いたり、そんなにお金がかかることじゃなくても、まあこういった事をすれば楽なんだろうなって言う事が十分そういった話を聞くわけなんですけれども、まあそういった事で、この政策に対して町長はこの満足度を高める為にどういった事を他の町よりこうやってやってきたんだっていう事をお聞きしたいと。胸を張ってそういった事をこうやってやってきたああやってやってきたっていう事をお聞きしたいなという風に思っております。中々あのそういう思いとは中々違うもので、その支援が本当に満足を感じてるのか感じてないのかはやっぱり当事者の方でないとわからないと思うんですけれども、それを数字にもし表わしたならどういう風になるのかなという事で、子育て政策色んな事業をまあ今年度も新しい事業を組み立てたり、今までの事業を含めながら色々やってきてるわけなんですけれども、そういったものを国の政策を抜いた沼田独自のそういったこの政策に対する総事業費がどれぐらい、総合すると組んでいるのか、それを子供一人あたりにするとどれぐらいになって、この一人あたりを近隣町村と比べた時に、沼田町は本当に満足度の高い数字になってるのかなってないのか、そこの辺をまず2点お伺いしたいなという風に思います。よろしくお願いします。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）今、あの鵜野議員新聞の記事からそう感じたかもしれませんが、私共としては今までの中ですね、それだけでも部分だけでとっていただけ、まあそれだけの部分で判断されてはちょっとあの私共も困りますので、それ以外にも、私共としてはこの取り組んでいることで、まあその満足度がどこの観点がね、判断基準がたぶん個人個人違うし、鵜野議員と私共もたぶん当然違うわけですから、まあ一概にそれが百なのか論じる事は難しいと思います。ただ、我々も議会の中とかその予算委員会と普段の中でもそういう政策について議員の皆さんに説明しております。そういった中で、議員がそういう風を感じたっていうのは、私も意外な質問かなという風に考えているところでございますね、まあ近隣の市町村の先駆けてですね、予防接種とか保育料の軽減とか医療費の助成に取り組んでいます。これはあの、医療費の助成に関しては、まあ色んな政策の中でやってますけれども、例えばその今質問があった医療費助成に関しても例えば中学生から高校生までもまあ18歳までに広げられた大体我々の試算では大体年間120万ぐらいでないかなっていう想定はしています。でも私共の町は御存知の様に私就任してからがんばる高校応援という事で5千円にし、こないだから1万円に増額してます。これだけでも大体年間816万ですか。の助成を援助しているという事ですから。これは他の町やってない。ですから、まあこれはやってるこれはやってない、まあ色々

と沢山ありますから、まあそれぞれの町のまあ色々な状況の中でやっていますから、決してその医療費の部分だけ見るとそうですけども、他の部分も見いただければそれは私共はきちっとやっぱりその年代年代に応じてまあ国の子育ての支援もありますから、それに抜けるところについては、今の形で助成をがんばる高校生応援手当という形で、今やっているところでございます。ですからそういった事ですね、あと一番私共が今やって去年からも取り組んでいますけども、今年からですか、認定こども園。これは本当に過去十数年以上ですね、あの大岩さんから二重保育の問題とか、それから幼稚園終わった後の延長保育の問題とかそれから二年保育の問題、これは本当にあの十年以上に渡ってですね、解決できなかった問題を今年、今建設中で来年の4月に向けてですね、認定こども園をオープンさせると。ということでこれも今事業費で2億円で、建設をしております、それに1億3千万、2千万。あのうちが負担している分全体としてね、町が負担する分、国の事業がありますから、1億以上のお金を支出している。ということですから、それによって今までの、まあ色々な問題があったそのこども園、保育と幼稚園の問題もこの4月からは解消されて、たぶん安心して本当にあのまあ認定こども園が終わって小学校・中学校という流れができあがると。いう事が是非評価していただきたいなという風に思っていますし、これをさがねに自立させてですね、本当に安心して沼田で子育てができる状況はまだこれで終わりではないと思っていますので、私共としては今地方創生の中で、皆さんにお示しした総合戦略の中でもそういった事に取り組むという形で説明しているという風に思います。ですから議員もそれは見て御存知かと思っておりますので、まあそういった政策もまた取り組んでその子育ての充実それから人口ビジョンの達成に少しでもやっていきたいという風に考えているところでございます。あの比較してまあ子育てに関する予算をどのぐらいだと、まあ比較して高校生以下についてですね、いくらかかるかっていう事でご質問あります。これどの部分を子育ての予算化するかっていうのは、まあその対象するかによって大分違ってくると思いますけども、そこまで詳しく他の町の事を私共状況は、調べられなかったですけども、大体一人あたり大体30万の子供で割り返すと一人あたり30万を予算化をして執行をしているという形で理解していただいて、まあ単純色々と比較する文面がありますけども、どれをその子育ての世代の予算と見るかによって違いますけども、我々も私共の担当者が調べたところによりますと、大体今私共が30万円ですね。ということですね、総額としては今大体1億1,400万ぐらいのまあ認定こども園の整備費を抜いてですよ。ハード事業を抜いてソフトまあ保健福祉課なり関連する教育委員会とか色々なものも含めて足していったら大体そのぐらいになるかと思えます。まあ決してこれは他の町に比べて劣っているかと言えばそうではないと私は判断していますので、ご理解いただければと思います。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、鵜野議員。

○7番（鵜野範之議員）どこがどういう風に他の町と変わっているのかな。まあ子育て満足度を上げる為に努力しているのかなっていう部分でいうと、どれぐらい子供にお金をかけているのかっていうのも一つの尺度になるのかなと思って今回聞かさせてもらったんですけども、あの町長が十分やってるって言われたらそれ以上比較しようないんですけども、私はね他の町、まあ最近また新聞にも子供が生まれると三人目生まれると祝い金を出すだとか、あと他の町でもやってたんですけども、給食費を助成するだとか、色んなことやってますよね。それを全部やったらいいっていう事で質問をしてるわけじゃないんですけども、それを満足度を感じてもらえる為に、お金だけでないっていうか、そういう助成だけじゃないっていう事をよく父兄の方が言うんですけども、そういった中で何が足りないのかなと思うと、どうしても今年はこれを継ぎ足した今年はこれについてまたプラスしたっていきながら沼田町のこの子育ての満足度を上げる為の根本の柱が見えてきてないから、そういった親たちの満足度が上がっていかないんじゃないかな。どれもこれも継ぎ足し、1億1千万のお金が非常に効率のいい事業運営にはなっていない様な気がするんですよ。まあそういったことも含めながら改めて子育て支援、子育て政策に向けて沼田町はどこを柱にしながらどういう風にお金を使って満足度を上げていくのかっていう事が必要かなという風に思っております。例えば子供を育てる為の生活費、子供の教育費を援助するのか、それとも子供を沢山生んでもらう為の、例えば出産すると3人目から300万、4人目から500万出す、子供を沢山生んでもらうのか、それとも他の町から子育てする為に呼ぶのか、色んな子育て支援の基本的な考え方があると思うんですけども、そういった事も含めながら新しい年度の事業計画に取り組みないのかなという風に考えているんですけども、まあ町長は今の状況で十分満足度を上げていっているんだって言いますけれども、私的に言うと満足度はまだまだそういったところのレベルではないので今後またこういった事を含めて満足度を上げる為に何か町長が考えている事があればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）誤解しないで私はこれで今満足してるって言ったつもりではございませんので、今言ったその認定こども園の開設に伴ってソフトの部分きちっとやんなきゃいけないし、その教育内容とかレベルをちゃんと維持しなきゃいけないことで3年間認定こども園に私共の職員を派遣してですね、教育のレベルを維持するっていう事は考えていますので、今後ともやっぱりそういった面で、今議員が仰る様にお金ではない部分も沢山あると思います。この間あの子育て支援センターということで、まあ園長から聞きましたけど、やっぱりお母さんたちの病院まあ小児科の問題、産科の問題当然これあります、私共がそれが解決できる問題でござ

ございませんけども、深川市にその辺の体制をお願いしておりますけども、例えばそういう意味で子育ての中のまあ聞きますと、やっぱり例えば町外から沼田来た時のやっぱり誰も知らなくてですね、やっぱり子育てに関する相談とか悩みとか色々なこうできないっていう不安を抱えているお母さんもいると聞きました。また、子育て中ですね、御主人の育児への参加が足りないと感じてるお母さんたちもいるっていう話を聞きました。まあそういった意味で沼田でやっぱり子育てのしやすい環境をやっぱり作ってまあソフト・ハードも含めてですね、どうしたらいいのかっていうのは私共も常に色々な意見を聞きながら今後とも一歩ずつ充実させていかなきゃいけないなという風に思ってます。まあそういった意味で、幼稚園にある子育て支援センターと例えば教育委員会でやってるキッズクラブを来年統合した中でももう少し重点的にやったらいいんでないかって今話も内部では進めているところでございますし、祝い金とかそういった話もございますけども、まあそれはそれとして私共としては今先の総合戦略の中で、うたってます様なまあ軽減策についてもですね、検討していかなきゃいけないなという風に示してますので、今それに向かってですね、どれが一番いいのかきちっとしたまあ議員が仰る様な沼田町の示すところは目指すところはきちっとやっぱり示してですね、いきたいという風に思ってますので、今回の認定こども園での開園、それと今小学校・中学校の一環連携教育もですね、順調にいつてこの間議員も新聞見たかと思えますけども、今までの努力の中でああいった評価をされておりますので、そういった意味で子育てなり教育が沼田町で行う事がいいんだと。そういったところで認定こども園から中学校までの体制ができますので、そういった事に絡んで教育の子育てのしやすさをアピールすることも必要かなという風に考えているところでございます。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。鵜野議員。

○7番（鵜野範之議員）まあイメージとしてなんですけれども、どうしても奥さん方っていうかそういう人たちから聞くと今沼田町でやろうとしているのはコンパクトエコタウン構想の中で、福祉の充実を十分図っていくそれが全面的に町民もこう感じて福祉お年寄りの町だよ、それはそれで評価的にいいと思うんですよ。ただ、その事が子供達の方の支援と評価比べられた時に、どうしてもそうではない風に色々話を聞きます。一生懸命やってる事はやってるんだって言うてもそのイメージなんですよね。ただそういった事を含めながらどういった事を柱にして、そういった事を持っていくのかっていう事が必要かなという風に思いますし、今日来てる傍聴者の年配者の方々も福祉の事も含めながら、コンパクトタウンの事も心配で来てる訳なんですけれども、そういう人たちからもやっぱり子供のそういった支援体制っていうのが必要だと言ってきてますので、そういったところも含めながらもう少し力を入れていただきたいなという風に思いますし、あと先ほど全員協議会

の中ででも私ちょっと言わしてもらったんですけども、お金のかかることではないんですけども、例えば認定保育園、先ほど町長が認定保育園についてという事であったんですけども、その認定方法についてでもどうしても両親が共働き状態で最低8時間以上の、なければ子供を預けられないっていう認定の方法が基準がある。ただ、本当は誰でもが預かってあげられる様なのが一番いいんだろうなという風に、それは国の制度でこれは仕方ないと言えば仕方ないんですけども、制度って言うのはやっぱりやる気になれば例えば色んな方法の中で、改善できるものもあるんじゃないか。例えばそういった事の中で特区を認めてくれないかだとかという事で、沼田町に来ると預けたい保育は預かりますよだとか色んな事のそういった細かな事も考えていけるのかなという風に思いますし、これはただ単にそういった部分あるんですけども、なにせ来年に向けてというか改めてどういう方針で子育て支援を充実させていくかっていう事をきちっと町長にお伺いさせてもらいながら本日の質問終わりたいと思います。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。

○町長（金平嘉則町長）今作る多機能型の施設に関してはですね、前からのお話しのように地域包括の拠点の施設、それから子育て支援包括のシステムを取り入れて安心して妊娠から出産までの切れ目ない支援をするっていう形で、これもまだきっちとまだ形できませんけど、そういう事も念頭に入れた施設の整備も考えています。ですからこれにとっては福祉だけの施設ではなくて、先ほど言ったようにお母さん達が妊娠して子育て中のお母さん達がやっぱりその集まったり、それから色々と相談する場所がないっていうお話も沢山お聞きしてるので、まあそこに子育てのカフェを作るとかですね、そういった配慮は今意見を聞いてますので、それを配慮した中での施設整備を今考えてますので、それはもうちょっと私共の形になった段階においてはまた広報させていただきたいなと、まあそういう念頭において今までのお母さん達が抱えている事をなんとかその施設でも解消できないかなっていう形で今考えております。あと、その8時間以上なければ保育が預けられないっていう事はございませんので、一時預かりとか、一時預かりの部分で預けられますし、今そのですからそれは何時間でなきゃだめだっていう事はございませんので、それはこの間も保護者の皆さんに説明会を開いてですねその辺は説明させていただいてます。ですからそれで私共も何とかせっかくできる認定こども園ですから、今未就学児1年生までのお子さんが84人います。ですから、できれば84人の皆様にせっかくできた保育型の認定こども園ですから、それから幼稚園の部分うまくそれを組み合わせ使っていただいて、できれば本当に80人の皆さんがまあそこで保育されたり、教育3歳、4歳、5歳児の部分に入るとかですね、まあ可能だという風に、せっかく作ったので、うまくそこに希望をする方については色んな条件が、認定報告

もありますのでそれに従ってなんとか利用していただきたいなっていう思いでございます。

7番（鶴野範之議員）以上で終わります。

○議長（渡邊敏昭議長）次、議席番号10番。橋場議員。安全保障関連法の強行採決に対して、また戦争する国にすすむことに反対しようについて質問してください。

○10番（橋場守議員）10番橋場です。補聴器は付けてるんですけどね、中々こう自分の耳でないもんだから聞き取れないんで、ゆっくり話をしていただきたいと思います。1番目に安全保障関連法の強行採決についてですけれども、公務員の皆さんは憲法を第1番に守ってかなきゃならんあの憲法で定められてるんですよ。憲法98条、憲法は国の最高法規であって、それに反する法律・命令など国務に関する行為は全部又は一部その効力を有しないと書いています。で、99条でさっき言ったように全ての公務員は憲法に従って行動しなきゃならん、守っていかなきゃならんと義務を負っていると書かれているんですけども、安倍内閣のやっていることは憲法どんどんどんどんどん破って行ってね、本来どこかで交通事故起こしても違反があったりするとどっかに連れてかれるのにね、安倍内閣だけは、安倍さんだけはなぜか連れていかれない。そんなことについて町長どう思いますかね。何としても憲法違反の、戦争始めると9条がありますからね、まあ今度12の法律が一括審議されましてね、強行採決されたんですけども、これに対して町長はどんな風な考え方を持っているのかちょっと聞かせていただきたいと思います。そして2番目ですけれども、あのテロがこの間暴れていますよね、私前の議会でも言ったように、テロ行為を武力で抑えることはできないという事で、日本はこれまであの70年間戦争しないでよその国の兵隊も個人もですね、殺したこともないし、日本国民も戦争で殺された事はないんですよ。前にも話したけれども、中村哲さんて言う医師団でもってアフガニスタンに行って色々な人を助けてるんですよ。医療だけでは国民の暮らしを良くできないって言って自ら土耕をやってダムやなんかを建設しましてね、アフガニスタンの色んなところで作物を作れるような状況を作ってですね、この人が言ってる様に、私たちがそうやってボランティアをやっているけれども、国際的なボランティアやって今までは日本人達は日本人は、国で憲法として戦争しないという事であって、絶対安心という本当に信頼をされてね、なんの心配もなく色々な活動したそうなんですよ。ところが、ああゆうアメリカの指示に乗ってアフガニスタンやなんか自衛隊が出ていくことによって、私たちの命が危なくなってるっていう事をね、国会で証明されました。こういう事から言うとね、本当にね、憲法9条っていうのは大事な事だな。日本国民はそういう日本はね、そういうアメリカと一緒に軍隊を送ることじゃなくて、そういう平和の立場でね国際貢献するべきではないか、今まで以上にねするべきではないかと思うんですが、それに

対するお考え方を聞かせていただきたい。で、今ですね、地方創生という事に色々な事町長まあその町よりも一所懸命になってね進めてっているんですけども、これらの事にもっともっとね、金をもらわなきゃならんですよ。その為にはどうしてもね、軍備に使っている人を殺すしか役に立たないそういうお金をね、福祉に回せっていう事で、あらゆるところで発言するべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）あの強行採決本当もう残念で、私もそう思いますけども、まあ審議時間も十分に取ったという形で、説明されておりますし、これあの国会の中での話でございますので、私がどうのこう言うことはございませんけども、あの国会の色々なルールに乗っ取って決められたものだという風に私は理解しております。で、まあテロは武力では無理だっていう話もございます。まあ国際貢献は十分にしなきゃいけませんけども、まあ現状の色々なテロの状況を見ると、本当それだけで解決できる今状況なのかっていうのも疑問は残ります。ですから外交努力も当然必要でございますけども、やっぱりある意味ではそういったこともしていかなないと、昔の以前の国同士の問題から宗教とか色々なもの絡んでいますから、一概にそれで解決できるのかっていうのは、私は疑問に残るところでございます。もちろん地方創生にどんどん国は予算化をしてですね、地方を何とかしていただきたいという風に思うのは私もそう思っております。そういう意味でどこを削るか、まあ橋場議員の立場から軍事を削れという話で、福祉に回せっていう話でございますけども、まあこれは国全体の中での予算の話ですので、それはそこで十分に論議されてですね、私共としては、地方創生の部分についてですね、やっぱり十分に地方に配慮していただきたいという要求はしていきたいという風に思っております。

○10番（橋場守議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、橋場議員。

○10番（橋場守議員）あの国がそうだけれど、国にそういう軍事費を福祉に回せっていうのは、下からの国民の声をどんどん上げていかなかったらできないので、その点で十分運動してほしいあと意識を持って発言をしていってほしいと思うんですよ。今まではね、こういう戦いが起きると、決まってしまうと、沈んでしまうんですよ。ところが今回のやつは全く違うんですね。今、何十という会がね、自発的にできてるんですよ。それで来年の参議院選挙目掛けてね、2千万人の人のね、この戦争法反対、廃止すれという運動しようとする署名運動しようという事をやっています。ここにね、その人達団体の名前が出てるんですけど、まあ面白いんですね。面白いって言ったら失礼ですね。まあ本当に今までと違ったね、戦争させない選任委員会だとかね、解釈で憲法9条壊すな実行委員会だとか、こういう団体なんです

よ。それからこういうのもあります。宗教者門徒信者国会前大集会という団体もあります。とにかくいったデータば一っと広げてですね、～者の皆さんこの戦争に反対したいっていう人は、是非集まってくれって言ったら国会前に集まってくるって言うんでそういうそれを組織している人も何人かいまして、そういう団体も含めていますね。それから、ママの会っていうのあるんですよ。

○議長（渡邊敏昭議長）橋場議員、簡潔にお願いします。

○10番（橋場守議員）はい。こういうね、多数の団体がね、この戦争を反対するという立場で、頑張っています。是非ね、町長にやれることはなんなのかというのと、ここに東北市町村長会議っていうのがあって、この9条の会って町長さん達が集まっている首長さんの会っていうのを作ってやっています。是非ね、金平町長先頭きてね本当北空知の町長会の中でね、そういう発言を是非強めてほしいなと思って、要望しておきます。次に移ります。

○議長（渡邊敏昭議長）よろしいですか。

○10番（橋場守議員）はい。要望しておきます。

○議長（渡邊敏昭議長）今の件は、それで。次の題材に。はい、わかりました。じゃあ2つ目の橋場議員の質問に入ってください。

○10番（橋場守議員）沼田町の農民協議会からの畑地さん委員長の名前でT P P合意、用意の徹底した情報公開と検証を求めるっていう請願が出ています。町長のね、施政方針演説を読みますと、この事には全く触れていない。確かにね、沼田の基幹産業は農業ですから、農業の生育状態、出来高状態は書かれていますけれども、そのT P Pと言われているね、環太平洋連携協定のね、これが決まったら沼田の農業状態どうなると思いますか。その事については全く触れられていないですね。この請願者の中にも書いてるけれども、なんかあの大筋合意っていうのによってね、もうなんかT P Pの事はもう決められてしまったんだっていうね、農村の議員の中にも、農村の人達の中にもあるみたいなんですよね。あるところ行ったらもうあれなんだと。条件闘争しなきゃだめなんだっていう話なんですけれども、私達の認識では、今始まったばかりだっていう認識なんです。これから色んな手続き、12の国がそれぞれの議会で議論して議決をしなきゃならんとかね。色んな事があって恐らく2017年ぐらいまでは、決まらないんじゃないのか。しかも決まらないで、流れてしまうんでないかという事もあるわけですね。そういうね状態の中でやっぱり町長が一言もこれにね、触れてないって言うのは非常に残念なんですけれども、町長はこれについてどう考えておられるかお聞かせいただきたいと思います。あの大体大筋合意に決まっただろうと思われている様なまあ新聞もそういうな報道ですからね。ところがね、今度の大筋合意で、明らかになったのは、T P P協定の本文6百頁だそうです。それから付属書が1千頁だそうです。そしてその他に色々な末

端の色んな書いたものを見ると、6千7百頁のこんな分厚いものになるんだというね、それがまだだからこれから審議ですからね、まだまだ始まったばかりだと。それに何としてもね、これをつぶしてしまわなきゃならんって言って全国に頑張っております。そしてこの大筋合意だけれども、このTPPの協定の中にはね、どの言葉で書かれてるかって町長わかってますか。あのね、英語なんですなまずね。英語とスペイン語とフランス語の三ヶ国語で書かれてるんだそうですよ。で、経済的な大きさから言うと日本は大体12ヶ国の中の2番目だというね。アメリカに次いで。その日本の方はその文書の中入ってない。なぜなんででしょうね。要するに日本語できちっと書かれたらね、日本の国民へのその反対運動が相当起こるだろうとそういう見通しでやってるじゃないかと思うんですけど、私たちはこういうことだからなんとしてもね、反対の運動を盛り上げなきゃならんと思っております。国と国との貿易っていうのは、平等互惠が原則でないかと思うんですね。しかも命の泉である、機械とかそういうものじゃないんですよ。人間が生きていく上で、どうしても必要な食料をね、金もうけの材料とするっていうのは、これはやはり色々なことの貿易があろうとなかろうとね、絶対間違っていると思うんですけど、町長はどういう風に思われているかお聞かせいただきたいと思います。規模拡大だけに支援するのではなくてね、国民の食料を守るという立場から農業支援にお金を出させる、そうしなければ地方創生をね、なんぼ叫んでもね、沼田町の住民が増えないんじゃないかと思うんですけども、これらについての町長の考え方をお聞かせいただきたい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）議員も今おっしゃられましたけど、その今の日本語でなくて、英語・スペイン語・フランス語っていう話ございました。私も先月、あの農水省に行きましたらですね、担当者が今一所懸命それを日本語に訳しててですね、あの理由も今ちょっと忘れちゃったけども、やっぱりその国際的な慣習から慣例から日本語がなかったっていう話聞きましたけども、今その英文訳から日本語の訳に今関係者が取り組んでましてですね、まだまだあの読み切れないところがあるって話は私も聞かされてますから、要するにそれだけの情報公開がきっとやっぱりなされていないっていう問題でも私は感じている所でございますね、当然これから来年、参議院選挙後にはですね、多分批准の話が当然出てきますし、アメリカの大統領選挙があった後も多分、大統領選挙の中でも大きな問題なってくるっていう風に認識してます。まあこれから情報公開がなされてですね、色々な農業分野ではなくて保険・医療色々な多岐にわたってますから、それらについての色々な明らかになって、やっぱりきちっとした論議がですね、国会でなされるのが必要かなという風に思ってますし、我々も現状ではそれだけの情報は私のところは来てませんから、何とも

今その状況は申し上げられませんが、やっぱり基本的には国会で決議したものをきちっと守っていただくことがまず前提かなという風に認識しているところでございます。まあそういった意味でですね、まあ今後のその国民の食料っていうかその自給率の問題もあってですね、やっぱりこれがどんどんこれが関係がなしになったときに、どんどん外国から農産品が入ってくるんだという事で、日本の市場が脅かされるっていう問題が懸念されることは当然あると思います。ただまあそういった形で今国もTPP対策として今ご存じの様に農業関連で今3千億から4千億の補正を今組もうとしてますので、まあそんなことも含めてですね、やっぱり注視しながら私共としては、沼田農業をきちっと守れる方向でですね、そしていかなきゃいけないという風に思っているところでございます。

○10番（橋場守議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、橋場議員。

○10番（橋場守議員）これはね、2012年の選挙の時に、自民党が出した公約なんですけれども、ポスターに書いてます。なんて書いてあるかというのと、日本を耕す自民党と下にありまして、嘘つかない、TPP断固反対、ぶれないって書いてるんですよ。ぶれないどころか、嘘つかないどころかは全くね、今の状況ではね、今わかったことだけでも、あれですね関税が重要5品目の中でも30%以上もなくなってしまうというね、明らかなんですね。全く嘘つかないどころか嘘そのまんまだと思うんですよ。私はそういう立場からね、是非それと同時にアメリカという国は自分の国で食べるものにはすごくあの規制があるんです。厳しいそうなんです。ところが日本やなんかに輸出するものには全くその無関心というよりも儲けるだけかね、船で農産物を送ってくると1週間から2週間かかると。そしたら柑橘類でもなんでもみんな色が変わったりなんかしてね、劣化するので、それを防ぐために農薬に、農薬の海の様なところにざぼーんと果物でもなんでも浸けるんだそうですね。そしてあげて船に積んでる。来る間にも色んなあの防カビ剤やなんかを振り撒いて、本当にもう大変なことになるようなそういう状況で日本に食料が運ばれてくるということなんでね、本当にまあ安倍さんは日本のその農作物やそれから家畜なんかもどんどん輸出できる様なことすればいいと言ってますけどね、ほんの微々たるものだということですね。台湾やなんかでも日本の穀物を非常にあのほしいという事が生まれてきてますよ。それは日本国民農業の人達、農家の人達がね、本当に基準を守って余分な農薬を使わない、本当に安全な食料その生産してるっていうね、これが世界中に知れ渡っているっていうんですね。だからその点ではいくら輸出も増えるかもしれないけれども、日本の農家の人が一所懸命作った健康維持できる食物、食料がね、よそ行って日本国民は農薬漬けになって安いね農作物を食べなきゃならんという様なね、こんな国にしない為に、是非あの色んな東京や札幌行ってね、仕

入れた情報をね、町長是非町民の皆さんにやっぱりね報告してほしいと思うんですね。要するに、私がなぜ一言も触れてないと言ったかということですね、町長の行政報告と言うのは私達議会議員に聞かせるだけではないですよ。沼田町民の皆さん全部にこういう方法だという事をね、知らせるのが行政報告だと思うんです。ですからそういう意味では、やっぱりねこういう本当に国民のそれは沼田町民の人達のね、健康だとそういう事をね関連するような事についてはね、やっぱり報告してほしいなと思っております。何か。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、町長何かありましたら。

○町長（金平嘉則町長）あの答えようがないんですけども、仰ることは理解できますけども、これはやっぱり消費者としてはきちっとですね、その良し悪しを判断する情報なりその目が必要かなという風に思いますから、まあそういった意味で、その種の情報がきちっと流していかなきゃいけないなという思ってますけども、まあこれはあの日本の安全・安心がまたここで一段と評価されるいい機会なのかなという風にも思っているところでございます。

○議長（渡邊敏昭議長）よろしいですか。はい。橋場議員。

○10番（橋場守議員）次のね。

○議長（渡邊敏昭議長）次にいきます。はい。

○10番（橋場守議員）2013年のまあ1月に厚生労働省が生活保護基準を見直して、まあひどく切り下げたんですね。生活保護を受けている人達も大変な状態で暮らしております。生活保護って一体ね、何を根拠にしてやられているのかっていうと、憲法25条で全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するってこれだけじゃないんですよね。次に国は全ての生活部面について社会福祉・社会保障より公衆衛生の向上及びただ向上だけでないんです。向上及び増進に努めなければならないってこれが憲法の条文なんですよね。まあ本当にこんな状況になってないんですけれども更にですね、生活保護法の8条2項ではこの最低限度の生活の、生活について最低限度の生活の需要を満たすに十分なものでなければならないと生活保護でもっとも認めるね、最低調査。かつこれを越えてはならないと。要するに最低限度の生活をね、十分に営めるだけのね、手当をしなきゃならんけれども、贅沢するだけは駄目だよっていうそういう風になってるんですね。ところがこれもできないような状況になっています。それで生活保護の問題になるとね、なんかね保護を受けている人だけの問題だっていう考えられる人がいる様ですけども、本当は違うんですね。生活保護の基準が高くなるっていう事は、日本国民全体の生活をね、底上げするっていうものになるんですよ。それからさっき色々と福祉、教育の問題で出てましたけれどもね、生活保護費がどんどん下げられると、引き続いて一緒になって下がるのはね、ありますよね沢山ね。例えば子供達の学校の教育

にいて教育扶助っていうのがありますよね。これも教育扶助っていうのは、まあその自治体によって決められるんですけども、その沼田町はこの北空知の町長会やなんかにもって教育委員会かな、決めて、生活保護の2倍の収入の人以下は2割増かな。それであの、重複扶助を認定するんだということになってるんですね。だけど場所によってはそれが3倍、0.3か、3倍のね収入それぞれなってますけれどもそれから保育園の問題でもそうだし、色んな関連社会扶助の国保受けてない人達のね、払わなければならん、恩恵を受ける基準がありますよね。それがちょっと大分あると思うんで、もしわかったらちょっと教えていただきたいと思います。ですからこれは決して生活保護の人だけではなくて、国民全体の生活保護底上げする中身の物だということでは是非そういう認識にたってほしいなと思うんです。で、前はですね、暖房、生活保護を受けててね、あのストーブが壊れたと、して買えないという時にはね、一応そのストーブの費用をね、見てくれてたんですよ。ところが数年前からそれを見なくなって、今年私特に相談した人がね、実はこういう風になってストーブ壊れちゃったんだけど買えないという事でね、じゃあどうしようかっていう事で、例えばね生活保護で借金するでしょ。借金したらそれ収入認定になるんですよ、だからストーブを替えるでも中々借金できないという様な状況が生まれます。それでね、社協に行きましたら深川の福祉事務所に行って、前はこういう事を補助してあったんだけど、今どうしてできなくなったと言ったらまあ数年前からそういう風に。要するに安倍政権になってから悪くなったっていう事なんですよ。それで実際には、どうしようかって言って、借りるにしてもね、借金するにしても保証人がいるとか、それから利子があるとかそういう事があるんですね。そうすると生活保護の人中々ね、そういう保証人だとか担保もないんですよ。それでね、何とかそういう町長担保なしでね、そういう時に困った時には、借りれる制度を作ってほしいと思うんですね。相当前ですけども、私たちがせっかん講習のやっていた時期にですね、季節労働者の人が失業したときにね、なんか必要な金が出ると工面できないという事でね、無利子・無担保で無保証人で、あの制度作りなさいって言って道に要求して作らせたんですね。社協に行って聞いたらそれは今でも生きてるって言ってました。だけど生活保護の人はそれは使えないんですよ。是非ともね、本当に困った生活保護でない人でもね、やっぱりあの時突然収入が少なくてね、ある時突然一定の金が必要だという場合ができると思うんです。そういう人たちの為に是非ね、無利子・無担保のそういう融資制度をね、町独自にして作ってほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）あのまあなぜこの生活扶助費の基準を引き下げたかってまあ多分私の記憶違いなら申し訳ないんですけども、毎年々々生活保護を受ける需

給の世帯が今毎年何万人とか増えていると。このまま増え続けていくとまた考えが違ふと思いますけども、もうとんでもない国のなんていうんですか、が必要だと。多分そういった懸念で新しい制度に移行させようっていう考え方という風にちょっと記憶してるところでございます。ですからまあそういった事もあってですね、やっぱりその一方では生活保護の皆さんにはちゃんと就労というかね、働いていただくまあ自立の方向の指導もちゃんとそれぞれの福祉事務所で多分指導していると思います。ですから、そういった事を相まってなんとか社会保障費を今後医療費とか色々含めてですね、上がっていく中ではやっぱりなんとかそれを抑えたいっていうこともやっぱりあるのかなって思っております。それが前提にあってですね、まあ国はその2013年の時ですね、そのこの生活扶助の基準の見直しの際にですね、それが他に影響しないようにっていう形でそれぞれ配慮しなさいっていう通達を各国から都道府県に流しております。沼田町は、深川の福祉事務所がそれを担当しますので、そういった中でですね、色々配慮しているという風に思いますけれども、まあ細かな事は私共のその事務の範囲でありませぬので、まあその辺はご理解いただければと思います。で、その暖房器具に関してもですね、今保証人なしの無担保・無利子の貸付制度っていう話がありました。私共の社協に確認しますと、残念ながら保証人は原則必要だという話でございましてですね、過去に保証人なしで、やったときにですね、何件かやっぱりそれを何て言うんですか。貸付がそのまま滞ってなくなってしまったっていう事例があるっていう事でございましたので、そんな事で今は原則保証人が必要だという形の制度があるという風に聞いておりますので、まあその辺で議員の仰る事もわかりますけども、やっぱりある一定のルールの中でこれを運用していかないといけないのかなという風に理解しているところでございます。

○10番（橋場守議員）はい、橋場議員。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、橋場議員。

○10番（橋場守議員）下げた理由はね、あれなんですよ。まあ物価が下がったとか色々があつてそれで下げたっていうんですけれども、実際にはね大変な状況です。国はとにかく減らせという事一生懸命考えてるんだけど、町長が言われた様にね、国の予算がどうこうするよなね、状況にはならないと思うんですよ。ですからね、なによりもやっぱり増えたっていう事をね、真剣に考えるなら労働者の人達が正社員がどんどん減らされるんでしょ。沼田の和風園・旭寿園だって本当に非正規の人達が沢山いて実際にはね生活、あの家族が多ければねおそらくね、生活保護より以下なんですよ。でそれには、そういう人の為には生活保護基準まで保護が受けられるわけですけどね、だからね問題はもし国がっていうんであつたら国に対してやっぱり政策として、大金融がため込んでるね、300兆円っていうねそういう儲

けをやっぱり、あのこの頃そういう事を言い始めてますから、是非ね国や道に行った時にはね、そういう働く人たちは正規が当たり前っていう事をね、是非国の方としてやってくれという事を是非あの意を決してほしいんですね。それをしないと実際ただ生活保護の人は増えていくと思うんです。それでいいですけどね、生活保護の人達はね、ちゃんと支給日が決まってるんですよ。ですからね、いっぺんに引いたら大変ですけれども、やはり生活保護の人その人について毎月いくらずつあの戻せますかっていう事をやればね、絶対あの立ち直りって言ったら失礼だけでもね、そういう事はありません。是非あの一般の全町民の困っている人にやれるって言ったらそれは大変かもしれないけれども、生活保護受けている人についてはね、これは絶対間違いなくあの話し合いでねちゃんと解決できると思うんですよ。しかし、ストーブ壊れた時にはね、自分で買えないんですから、着物をどうそうこうするってことでなくてね、ですからその点そういう事の為には是非そういう制度作ってほしいと思っております。まあ是非お願いして次の方に移ります。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。それでは橋場議員。4つ目のマイナンバーについて説明してください。

○10番（橋場守議員）マイナンバーについては、私はとにかく牛やね豚じゃあるまいしね、なんで番号付けてもらわなきゃならんかと思ってね、本当に腹立ってるんですけれどもね、とにかく国民を管理するっていったね、やっぱり人と人とのつながりを深める為にはねなんでもかんでも機械でやるんじゃないで、やっぱり来て、役場に来たらね、年取った人が来たらちょっと休んで職員と話をして、元気をもらっていくという様な、そういう温かいね行政が必要ではないかと思うんです。私はね是非ともそれにもあれですよ、詐欺があちこちで起きてますよね。だからね、本当にそういう事の防ぐ上からもね是非こんな事やめて人によるお互いの付き合いの中でね信頼を深めて行政をやってほしいという立場からね是非マイナンバーはやめて、やっぱり人間の同志の働きで国を支えていこうという立場でね、各所ねそういう話をしてほしいなと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）あのマイナンバー制度についてはまあここにいらっしゃる皆さんにも多分もう通知カードは届いてるかと思ひましてですね、でも手続きに入ってるかと思ひます。まあそれはそれなりに総務省の方ですね、やっぱり行政の効率化とかですね、国民の利便さを図るとか、まあ公平公正な社会を実現する社会基盤とかまああの資料にはそう書いてありますけれども、まあ今後やっぱり色々な事務が複雑化する中でですね、今議員が仰る様に人と人の中では到底処理しきれない色々なことが起きると。その為には今からきちっと番号を付けてまあ議員は管理と仰ひますけれども、まあきちっとした行政事務を行いたっていうのがその趣旨でござ

ざいまして、その問題と詐欺の問題は一緒にして論じるとまたまた違う話になってしまいます。ですから今きちっとやっぱりこれはまあ詐欺に遭わないのは当然でございませうけども、これをうまく利用してですね、色んなサービスが受けられるっていう事もやっぱりそこら辺も理解していただかないとこれは進まないのかなという風に思っておりますので、まあ是非そういった点をですね、ご理解いただいでですね、やっぱり私共も色んなセキュリティの問題とか役場のセキュリティの問題もきちっと今対応しておりますので、まあそういった形で不安のないような形の行政運営を努めたいと思いますし、国にですねそういった安全・安心な運用をですね更に求めていきたいという風に思っておりますので、まあ直ちにこれを中止するとかっていう考え方は今私は持っておりません。はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、橋場議員。

○10番（橋場守議員）私は一応マイナンバーは、カードは作らないつもりでいます。じゃあ終わります。

○議長（渡邊敏昭議長）それで、よろしいですか。議席番号5番。久保議員。農協あとの新スーパー・マーケット施設の綿密な収支計画を説明せよについて質問してください。

○5番（久保元宏議員）5番、久保でございます。私は所有に係わる経営の政策の準備、つまりあの政策理念について伺いたいと思います。金平町長のまあ4年半のお仕事見てますと私は合理主義者かなと思ってお仕事を拝見させてもらってます。例えば給食センターを深川に統合したりとか、認定こども園が二重保育を合理化するためにこのような政策をされたとか、ほたる館を指定管理者にするとかされてると。内部の所有に関してはあのこのような事をされてますが、外部の所有に関して例えば警察とか農業普及所、まあJR駅など外部の所有してる方が合理化をしようと考えましたら、まあ町長はそれに沿った様な同意をしながらマイナスを少なくするようなお仕事を進めてるんじゃないかなと考えております。その所有に係わる経営をする場合に、合理化主義者だからこそきちんとした経営の準備・理念を持たなければ危うい結果になるんじゃないかなとそういう様な事の趣旨で今回の質問、農協後の新スーパー・マーケットの施設の綿密な収支計画を説明せよとそういう事を申し上げたいと思います。商業コミュニティ中核施設は、沼田町・沼田町商工会・北いぶき農業協同組合の三者から共同出資で作られる運営法人まちづくり沼田が経営することに決まりました。本来、出資を決定する沼田町が出資を決定する場合には、事前に示される収支計画の説得力を担保として、出資を決定する訳ですが、本件は緊急性と担当者の熱意などを優先した為か、未だに収支計画の説明がないままに沼田町が出資するという事を決められています。仮にこれは例えば民間で銀行からお金を借りる場合でしたら、収支計画その他試算表がない場合、銀行の方は1

円も貸してくれないのが当然ですが、今回は沼田町民から預かったお金を出資する場合に町長は説明する責任があるのではないかと考えます。また沼田町はこの商業施設以外にも町立病院の設立や新築など同時複数の投資が計画されております。これらに関しては、厚生病院、厚生クリニックを厚生連にお願いするなどの指定管理者制度による、いわゆる合理化経営が予定されておりますが、沼田町がこの指定管理者制度という合理化の方法を有効活用してるとは言い難い様な状況が進んでおられるのも町長も共通の認識をされてるところだと思います。更に、ではこのような事を回避するために、例えば沼田町単独ではなくて、国と共に進めるのであればある程度リスクヘッジがされるのではないかとという考え方もありますが、法務省や更生保護施設と一緒に進めている実習農場なども国との協議を進めましたが、中々厳しい赤字状況の様な事も伺っております。そこで、国からの2/3補助を頂戴して、地域まちなか商業活性化支援事業という事で、いよいよ9月8日に商業コミュニティ中核施設の設計費が国から地方再生戦略交付金として交付決定されました。設計会社もコムズワークさんに決まって町民の関心も高まっているこのタイミングで、まあより健全な経営、これは運営法人三社でやる運営法人の事を申すんですが、健全な経営とより効果的な政策実現の為に、綿密な収支計画を町民と国に説明する責任が出資した町にはあると私は思い、質問を大きく2つに分けて運営法人に関する質問と、その建てられる施設に対する質問を申し上げます。運営法人に関しては、3つ程ございまして、1つは収入は家賃収入のみで、この運営法人は管理されるのかと。家賃収入、テナントがいくつか入られる計画を進めてますが、これ以外の事業をされているのであれば、その収入の内容と金額を提示していただきたい。2つ目はではこの入ってきたお金をどのように出資するのかと。まあ運営法人に働いている方の人件費も恐らく係ると思います。まあ例えば観光協会が将来的に法人化されるという計画も中長期的に進められておりますが、観光協会がこの運営法人の主だったスタッフとなるのであれば、現在亀谷君プラス3名の方が4名のいる給料も含めて、ここで賄う事になるのか、若しくはこれが大部分ではなくて、出資の支出の内容は他に準備されてるのかどうか。そこを提示して、まあお金の入りの出を説明していただきたいと思います。そして更には、これは道北アークスの店舗ではなくてももちろんあの運営法人なんですが、運営法人の売り上げの想定年額と利益額、これはどのような方に町長はお考えなのか。またそこで赤字を補てんした場合には、町長はどのような準備を考えていらっしゃるのか。まあこれはその運営法人を立ち上げた時に、収支計画に係わる事だと思いますので、ここも丁寧な説明を頂戴したいと思います。そして一方で施設に関してなんですが、施設に関しては総面積はどのような建物になるのかと。場所は決まったようですが、その内スーパー・マーケットは何坪なのかと。途中経過では店舗は140坪程で、まあ色々バックヤード等

を加えると180坪という様な報告その他受けておりますが、これはこのまま進められるのか、まだまだモデバイする可能性があるのかという事も頂戴したいと思います。それではそこに関する設計費、本体建築費、外構工事費、建築諸経費その財源は先ほど申した国のやつも含めて沼田町はどのような準備をされているのかという事を頂戴したいと思います。その場合に沼田町とまちづくり沼田、運営法人は単にこれはできあがったところに入ることになるのか、建設段階から管理の仕事もされるのかという事も併せて質問を頂戴したいと思います。最後になりますが、では出来上がった建築維持費や修繕費、将来のリニューアル費はどのように準備するのか。まあこれは持ち主である運営法人が負担するという事になると思うんですが、それが収支計画の中にどのように記載されていて、どのような準備があるのかと。沼田町も旭寿園さんの壁の工事とかほたる館の配管工事その他で、タッチが出来上がったものに対しての出費を色々頭の悩ましているところなんです、これもまさしく所有に係わる政策の準備の政策理念だと思いますので、この3点目の事も説明を頂戴したいと思います。以上でございます。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。町長。

○町長（金平嘉則町長）はい。現時点です、法人への予算化してはありますが、出資はまだ、支出はしていません。これは農協もそうですから、まあこれはなぜかという今議員が仰った様に、具体的な収支の問題とか全体的な機構についてですね、まさに今運営会社の方で検討している最中でございます。今私共でもまだ詳しいその検討結果については、届いておりませんので、今まさに本当にあのまあ話によると今月中にはきちっとやっぱりしていきたいという報告でございますから、現時点で今議員が仰る様な細かな質問に関するですね、お答えは現時点では説明できないという事でご理解をいただきたい。これあのまあそういう状況でございますから、ここで細かな事を言ったとしても、まあ実際にまだきちっとした農協も含めた三社との論議をきちんとしていかないと、して初めて皆さんにお話しできる状況、お話しできるという風に思っておりますので、ここで今の状況もとか話してもですね、また出戻りになるかなっていう風に思っておりますので、それはあの当然久保議員も商工会の会員で状況は私はわかっているという風に思って今いるんですけども、まあ質問なされてるっていう事は、久保議員もその辺の情報またきちっとやっぱり商工会の中で説明がないのかなという風に思って感じているところでございます。ですからきちっとした説明をして、きちっとやっぱり運営、それから今後の事も含めてですね、我々がきちっとやっぱり論議した中で、これに対する判断をしていかなきゃいけないという風に考えているところでございますので、現状、今日時点です。今日時点では、今細かなお話はできないという形でご理解いただければと思っております。まあ施設に関しても今、議員が仰った様に140坪なのか160坪なのか

180坪なのか色々動いている状況でございますので、それらも含めてですね、やっぱりもう少し精査をして、結論を出したいという話でございますので、私はもう早くまあこれをいつまでも延ばしていったら後々に影響しますので、まあ早く結論を出してですね、三者の中で最終的にまた協議をしたいという風に思っています。

○5番（久保元宏議員）議長。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。

○5番（久保元宏議員）少し、あのまあ仰る通りなんですが、いずれにせよ沼田町が100万円、農協が100万円、いや200万、商工会200万円で、農協100万円ですよね。という方向では動いてはいますので、今時点で払ってないから説明できないというのは、ちょっとあまりにも町民の前に対して発言するのはちょっと不親切すぎると思います。まあ百歩譲って仰る通りだと申すのであれば、であれば綿密な収支計画に納得した段階でなければ町長は100万円を出せないという様な判断を私はさせていただきます。という事は、議会その他で100万円を沼田町が運営法人に出す場合には、町長は綿密な収支計画を納得しましたと。であれば我々に町民に説明してくださいという様な方向を頂戴したいと思います。色々経過はございますし、私自身も本件の委員として吉住淳男さんと共に知恵を出し合った仲ですので、分かっている事分かってない事それぞれあるんですが、例えば4年前に北いぶき農協の沢田浩樹常務さん達が町長のところに相談に来た時に、まあ沼田町のまあ伝統ある農協の施設が古くなったので、新築したいので、ある程度町も一緒に建てようやって話になった時に、まあ町長は一民間企業にはお金は払いませんよっていう事は、仰いましたよね。そして同時にもし新築されて農協がスーパー・マーケットを建てるにしても、組合長は現状のスペースじゃちょっと厳しいので、小さめのコンビニになる可能性があるよと言った時に、まあ町長は小さいコンビニ程度のスーパー・マーケットができるんだったら、買い物弱者対策にならないからそのサイズはちょっと困ったものだよっていう事も町長仰ってましたよね。その2つの事を考えてみますと、もし仮に収支計画ですよここ。建物を建てた建物の運営会社がスーパー・マーケットであればもちろんそれはスーパー・マーケットの責任なんですが、それを運営するのが三者で出した法人であるとするれば、そこでまあ例えば道北アークスさんなり農協さんなりがこの家賃じゃ高いから家賃を下げれよとか、まあ家賃タダにしたら旭川からやってくるよとか。まあそのような話がもし仮に出るとすれば、それは運営法人の問題ではなくて、家賃を下げた事によって、間接的に沼田町がその業者に補助金を渡してるという事になると私は判断させていただきます。例えばこういう事です。スーパー・マーケットがスーパードライ1ケース5千円のスーパードライを普通で売ってるとすれば、それを新しくできたスーパーがまあ1ケース千円で売りましたよと。まあ4千円の値引きですよとチラシを

出してば一っと売ったとしてもその差額の4千円分を沼田町が値引きした家賃で払ってるとすれば、間接的な補助金になりますし、その事によって同じ条件で営業されてない商工会の店舗は、商業モラルが破壊して、恐らく商店街はかなりやる気を失う方向に自然に持っていかれるのではないかという事がまず1つですよね。それとあとではあまりにも大きい面積のスーパー・マーケットが沼田町では運営できないんだとすれば、まあ例えば道北アークスさんが140坪の店舗じゃ厳しいからまあ70坪にするわと限りなくコンビニに近い様な店舗だったらまあ家賃も下がるし、深川にもビッグハウスがあるからうまい具合に両立できるから、これで沼田町さん頼むという感じになれば、これは町長が冒頭4年前にコンビニサイズのスーパーだったら買い物難民対策になるから私は中々首縦に振れないよ、投資できないよという様な事とまた反すると思います。つまり、一民間企業に、お金を出せないという事と、コンビニ程度だったら沼田町は投資する価値がないという2つの町長の4年前のイメージが綿密な収支計画を前提にしないところでは、すり替えられてってどどん町長のイメージと違う風になっていくのではないかと。それを前提にして町長がきちんと考えられて100万円の出資をまちづくり沼田さんに現在議論中だと、町長の事を言えば論議中だとするのであればそのこのところも2年前の北いぶき農協の常務達と打ち合わせした時に彼らが納得した、彼が悔しかったかもしれないけれど納得していただいたその内容に対しての整合性もこれで頂戴した様な計画を是非達成いただきたいなと思います。その事について町長の見解を1つ頂戴したいのと、あとまあ町長の方はプロだからわざわざ言う必要もないんですが、2018年から総務省が公会計改革で民間と同じバランスシート会計になることになっております。となれば、資産の適正な評価をして借金に耐えられる体力を数値化しようという様な事もありまして、今の内から公会計の4帳票とか総合管理計画その他の策定を町長の指導で職員の方が一生懸命やられてると思ってます。その事に関しても本件は全く無関係ではございませんし、これから建てられてるクリニックも含めて町長はそこら辺の事考えられると思います。その面でまだ投資前だと言いながら、では三者の出資比率が先ほど申し上げた100万、100万、200万のまあ1:1:2の割合であれば、破たんの責任をもし万が一あったとすれば、これは1:1:2の責任です様な事で、町長は今お考えなのか。若しくはアークスの経営が厳しくなれば撤退するかもしれないけれど、その時の対応はどうするのかと、経営が傾いた時のこうてい資金の道を断つという事もつまりこの運営会社が手を引くという事も含めて町長お考えなのか。それも含めて今回の100万円の出資に関して町長は検討中であるのかと、そこを伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）議員の仮の話は私はここではできませんので、ご理解くだ

さい。またそれとあの4年前と今状況は色々とその論議の中では変わってきてます。まあこれはその状況に応じながらやっぱり臨機応変にやっていかないといきませんから4年前がこうだからこうだっという論議は私はちょっとおかしいかなという風に思ってます。いずれにしてもこれはやっぱり沼田町で、きちっとやっぱり町民の皆さんが安心して買い物できる場所を作るっていうのが、元々の私の考えでございますから、この為にはやっぱり皆さんで知恵を出しながら、やっぱり皆さんの施設としてやっぱり町もお金出すわけですからやっぱりそういう事で意識していただかないと、これはその時どうなるんだとか色んな話されても今現状としてはね、まあきちっとそれを今あの運営会社の方で、計算をして今論議をしてるはずですよ。まあそういった論議を私共受けてきちっとやっぱりその段階で農協と商工会とやっぱりそのきちんと論議をしてある程度それぞれ納得するような形でないとこれはスタートできないという風に思ってますし、早くそういう形で進めたいという風に思ってます。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、久保議員。

○5番（久保元宏議員）それでは、まあ運営会社が作ってるっていう事であれば、いつまでに作成してどの時期に町民に知らせるのかと。あと町長はどのような事を重きにおいて収支計画に対するお考えをお持ちなのか。オープンされるのは、2017年6月という事で決まっておりますので、私ももちろんこれ最初から参加してる議論ですから、足を引っ張るつもりは毛頭ございません。一緒に共に建設的な成功させる事業にする為にはやはり事前に考えられるリスクは回避する為の議論はきちんとしといて、町民相違の喜ばれる施設を造るのが目的ですよ。ですから、運営会社が今綿密な収支計画作ってるとうんぬんで仰るのであれば、2017年6月にオープンするものの収支計画をいつまでに作成してどの時期に町民に知らせるのか。町長はその内容としてどこに重点を置いてると感じてするのか、それを最後の質問にしたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）現時点ではその細かな打ち合わせを今できておりませんので、いついつまで、さっき言ったように早めにその方向を出さないと設計に入れませんから、それはもう3月までに仕上げないといけませんから、そのタイムリミットに従って、私共はきちっと説明を責任を果たしていきたいという風には思ってます。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。

○5番（久保元宏議員）よろしくお願ひします。

○議長（渡邊敏昭議長）次、議席4番。小峯議員。農業振興策について質問してください。

○4番（小峯聡議員）4番、小峯聡でございます。私の方からは、農業振興策についてご質問させていただきたいと思っております。あの一般質問通告書という事で、出てありますけれども、あの一般行政報告の町長の一般行政報告の中で、今年の作況が書いてありましたけれども、水稻も含め畑作物全般で今年の作況は非常に良いという結果となりました。しかしながら、夏の天候などを考えると、一步間違えば冷害をもたらしかねない天候だという風に私は考えております。その様な中で、今年において、農業振興策として特に新しい対策が行われているという風には、行われていないという風に私は考えています。今回の一般行政報告の中でも農業振興に係わると思われるのは、有害鳥獣対策とそれから農業者の人材育成基金について触れられているだけではないでしょうか。継続されている部分という事で、特に触れてはいないのかもしれませんが。重要な政策の継続ですので、もちろん継続していただく分にはかまわないと思っておりますけれども、沼田農業の書かれてる農業問題は非常に多岐に渡っている状況で将来に向けて新たな対策をこれから考えていかなければならないという風に私は考えております。2点に絞って質問させていただきませうけれども、まず1つ目に先ほど橋場議員からありましたけれども、T P Pの協議が大筋合意となって、まだ発効までには何年もかかると思っておりますけれども、今後T P Pをにらんで農作物の価格が影響されて若干下がるとか大幅に下がるとか色々あるかと思っております。今後の農家の経営安定に向けて農業振興策をどのように考えているのかお聞きしたい。2番目に沼田町1戸あたりの平均耕作面積が水稻に限っては、全国1と言われております。しかし、この高齢化に伴って今70越えている方が農業をしている方が結構いらっしゃいます。農業収支、今政策予算ですとかいう部分があって、収支があってはいるけれども、その一線を越えて悪くなったとしたら離農する方が多くなるのではないかという風に思っております。耕作放棄地が発生しない様にする為、また農地流動化対策としてどのように考えているのかお聞きしたいと思っております。以上です。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）行政報告には全てを載せている訳ではございませんので、主だったものだけですので、それ以外でも政策的には今年あの6月の予算の中でですね、いくつか新しい事も提示してですね、皆さんに議決いただいておりますので、まあそれはあえてどれどれという風には言う事はございませんけれども、今やっぱり現状として、そのまあT P P問題もあってですね、やっぱり不安を隠せないというのは現実だと言う風に思っております。まあそういった意味も、まあT P Pだからではなくて、やっぱり持続的に沼田の農業を維持発展させる為には、やっぱり今必要なのは農地の後継者のいない農家の方が75ぐらいで、全部で千ヘクタールの農地があると。まあそれをどうするかという問題についてもまあ農業委員会からとかまあ農

民協からも色々と話を聞かされて、まあその将来的な対策も必要かなという話もしているところでございます。まああのそういった意味でですねやっぱり高収益作物も農協のも議員もやってるミニトマトとかね、花とか色々と今そういった所にも転換をしてハウスの部分を何とか充実させてその収益を補うという形で取組んで、まあ農協も取り組んでいますし、私共もそういった中で高収益作物の生産条件整備事業という形で、ハウス等面積の増加とか外部動力に対する費用の半額助成とかっていうのを今年やらさせていただきました。まあそういった中でもありますけども、今年には農家の皆さんの努力によってですね、花がですね、花の売り上げが2億7千万の目標が今年2億9千万いったと。来年は3億2千万に持ってきていたいという様な本当にあの意欲的な農家の方が多いですね、今花を作っている農家の方が、今50何戸いらっしゃる。まあこれが多分今までの方のやっぱり実績によってですね、少しずつその花への転換が進んでいると私は理解しておりますし、それ以外にもですね、残念ながらまあメロンはちょっと減っておりますけども、まあそういった形で農家の方にしても少しずつ変わりつつあるのかなという。我々もそういったまあ農協との協議の中も含めてですね、それらに対して必要な政策を今いった形で、ハウスの栽培の面積を増加する場合の色々な援助とかをしているところでございます。まあそういった中でやはりまあ低コスト化も進めなきゃいけないという事で、これは農家の方もやっぱりそういう形で考えておまして、水稻の直播の今年も行った方もいらっしゃいます。そういった形で本当の徐々でありますけども、やっぱりそれらに対してですね、せんせんさ、それから農協・我々もきちっとやっぱりその辺の状況を見据えながら国の動向見ながら国の動向見ながら、今日これは進めていかなきゃいけないという問題で、これとこれとやればこうだってしっかりとした、多岐に渡ってますので、中々それをこれとこれやれば十分だっていうのは多分ないと思います。ですから、これはやっぱり色々な事を論議しながらですね、必要な政策を今後ともタイムリーな形で実行していきたいという風に考えているところでございます。また今仰ったその農地の問題でございます。まあ農地の流動化とか色々な面ですね、国も政策を行ってますけども、幸い沼田町についてはですね、今農地がですねまあ出た場合については、本当にあの皆さん意欲的に賃貸とか買われる方がいてですね、今農地が欲しい方も当然いらっしゃるという話もお聞きしているところでございます。まあそういった面ですね、やはりあの今そういった意味でその労働力を確保するっていう面からも、まああの農業生産法人の設立も最近増えていると思いますし、今後も多分その傾向は強くなっていくのではないかなという風に思っております。まあそういった意味で、そういった農業生産法人の設立やその強化についてですね、何とも私共もできる範囲でですね、それに力を貸していく事が、今後必要かなという風に思っております。まあこれあのそのお米なり、

お米が本当にあの一本でいいのか、畑なのかハウスなのかその辺もやっぱり個人個人のやっぱり考え方もございますので、それらに向けてですね、タイムリーな形で事業を展開していきたいという風に考えております。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、小峯議員。

○4番（小峯聡議員）はい。T P Pについては先ほど橋場議員からもありましたので、深くは申し上げませんが、将来的に今の方向性からいくと国会で批准される可能性が高いのではないのかと私は思っております。個人的には批准絶対反対、T P Pについては即時脱退という思いはありますが、万が一発効した時の為に、じゃあどうする、その時考えるのであれば間に合わない。そこに行きつくときには足腰の強い農家、農業をしていないと駄目だという風に私は考える訳ですけども、じゃあ何をすべきなのかという事で、10年、20年後の沼田農業がどういう風な形になってるとイメージするのかという事を今から考えておくべきなのかなと。一人一人がばらばらに考えていてもですね、中々それが全体イメージとして沼田町の農業というイメージではなくなるのだろうと。今あの農家個人、例えば農事組合ですとか、町全体の役職とかそういう事を考えると一人が3つ4つへたすれば7つ8つの役職を持っていて、中々あのそういう将来の事を考えている暇がないと言いますか、機会がないと私は考える訳なんですけれども、一堂に会して昔10年前とか20年前に一夜談議ですとか、そういう部分で青年部だとか緑壮会だとかが仕掛けてそういう会を作ったりはしてたんですけど、中々今そういうチャンスがない。まあ高齢になった事もあるし、中々その勢力を出せないという部分があるのかもしれないんですけども、今その一堂に会して話をする場所をね、ある程度定期的に行っていく必要があるのではないかと考えています。その辺については町長どのお考えになるのか聞かせていただきたいのと、それから農地の流動化についてはですね、今あの先ほども言いましたけれども、政策資金も入れて大体10Rあたり十万円。米で言いますと政策資金抜いても一万円だとすれば10俵とれて十万円。まあ今年十俵とれたからいいですけども、平年ですと8俵、9俵前後ですか。9万円前後で政策資金がいくらかあるという様な事で、収支は今のとことれてますけれども、冷害ですとかその政策資金がなかったり作物の収入が減ったりした場合には、今70越えている方は、75ですか。75越えている方は、多分2、3年続いたらもうやめようかなって考えるんじゃないかなと思っております。単純に沼田の水田が3千ヘクタールとして、どんどん流動化が進んだとすれば、例えば1件が百ヘクタール作ったとして、30件の農家で間に合うよと。机上の計算ですので多少無理はありますけれども、不可能ではないと私は考えます。そういった場合に、沼田の人口もどんどん減っていく。そうすると、商店街の人方も売上げに影響しますし、人口減少に拍車がかかるだろうと。まあ先ほど生産法人の話ですとか色々あ

った訳ですけれども、それも含めてですね話し合う場が必要なのかなと。人口減少については、町長はどうする事でまあ農業対策だけではないとは思いますが、農業対策部門においてはどうする事が人口減少の歯止めと考えているのかその2点をお願いします。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。

○町長（金平嘉則町長）はい。今議員が仰る様にですね、あのまあ農家の方が忙しいって事ありますけど、まあ根本的に農家の方がやっぱり営農をどうするのかっていう基本とした考え方を持たなきゃいけないなという風に思って、我々もそうですけどね。お互いやっぱりそう思ってやっぱりそう思ってぶつけ合わないともまあこれは町が考える農協が考えるという問題ではないと思います。まあ昨日あの農協青年部の総会に行ってますね、農家の将来を担う後継者の皆さんと話しましたが、やっぱりそれぞれ考え方が違って、前向きな法人化をして何とか経営を人を雇用してやりたいっていう人もいます。ですからそういった前向きな人をやっぱりそういった形で雇用の場としてはやっぱり農業生産法人がやっぱり一つの雇用の場になって、人口が増えていくのかなという風に思います。まあそういった前向きな方もいらっしゃるし、まあ悩んでるかというかですね、本当この行先今TPPの問題も含めて、やっぱり悩んでいるけども、やっぱそれぞれ夢を持ってですね、沼田に戻ってきて、農業をやりたいっていう形ですから、まあその辺もきちっとやっぱり我々としては論議をしてですね、フォローしていく必要があるのかなという風に思ってます。まあそういった意味で、色んな今年も農業生産法人の方ともうちの担当の者が論議したりとかですね、色々してます。まあという形にしても今言った形で関係者がみんな集まって論議する場も必要かと思えますけども、それはどうやってやるかはちょっと考えなきゃいけませんけども、きちっとやっぱり農家の人もやっぱり自分の農業をどうするかって事も一応考えてまあ方向も、でやっぱりお互いぶつけ合わないとはこれは本当にあの解決だとか見い出せないのかなという風に思っております。まあそういった意味で、これを契機にですね、まあ今後多分今TPP関連で対策として今色んな予算が来年から降りて、まあ補正も含めてですね、出てきます。まあそういった段階で色んな補助とか色んな形が出てくるので、本当にそれをどうやってうまく利用してですね規模拡大なりしてくかっているのは、大きな問題かなという風に思います。それにしてもやっぱり私共今新規就農とかで取組んで、おります。まあこういった形で新たに農業を始める方もやっぱり沼田に呼んでこなきゃいけないという風に思ってますので、そういった形とやっぱり徐々ではありますけども、そういった新規就農対策もやっぱりしていかなきゃいけないなという形で考えているとここでございまして、また機会があったらまた色んな形で論議してですね、是非沼田の将来についてもうちちょっとやっぱりこれを契機に論議できればいい

いかなという風に思っております。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、小峯議員。

○4番（小峯聡議員）はい。あのみんなが集まった話をするという場なんですけれども、中々あの青年部の人方ですとか若い人方、青年部に入っていない若い人方もかなりいる訳で、そういう人方はそういう所で自分の意見を話すという機会も非常に少ない状況だと私は思ってます。もちろん自分か色んな人に話しかけて色んな情報を得ている人もいますけれども、そうではない人も沢山いると。ですからそういう人方も含めて話し合いのできる場所で、出てきてもらって自分の経営のイメージ、沼田の今後の農業のイメージを作ってもらおうという事が非常に重要だろうという事ですね、まああのこれからどういう形でするか検討していただけるという風に考えておりますけれども、例えば労働の場所を提供しないと多分人口は増えていかないだろうと。そこの労働の場所を農家の方へ持ってくる事ができるのかとかいう討論をですね、やっていくとひょっとしたら道が開ける事もあるのかなと。あの方向性と今言ったのは、ほんの例え話ですので絶対これがいいとかっていう話ではないので、それはあのちょっとそういう風に受け止めていただきたいんですけれども。色んな話をしていく事で、役場が沼田町がやらなきゃいけないヒントが出てくるんでないかという風に考えますので、まあこれは意見と言うことで、今後もそういう形でやっていただきたいという事でお願いしたいと思います。質問については以上で終わります。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、意見でよろしいですか。

○4番（小峯聡議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。ここで、暫時休憩を致します。その時計で14時50分まで休憩したいと思います。

14時41分 休憩

14時51分 再開

○議長（渡邊敏昭議長）それでは再開致します。なお、質問者の方にお願ひします。傍聴人の方からまだ声が小さいと言う意見がございましたので、大きな声で質問していただきますようよろしくお願ひ致します。それでは議席番号8番。杉本議員。町支援の建設事業が町内建設業者で建設出来ない原因は何か次の手はという事で質問してください。

○8番（杉本邦雄議員）8番、杉本です。質問内容は書いてある通りであります、あの沼田町も3,300の町になりました。また、あの近況の国の財政も厳しくなってくる、或いは町財政も厳しくなってくるという時代においては、やっぱりあの町だけが一生懸命がんばっても駄目ですし、町民だけが一生懸命がんばっても駄目

だと思えます。町民もそれから町も業者も一体となって沼田を活性化していこうとそういう気持ちにならないとこれからは町が成り立っていかないとまあそんな意味で質問をさせていただきたくところであります。今あの町支援の建設事業って書いてありますが、建設っていうことで幅広いという事で、建築事業でちょっと置き変えて質問させていただきませんが、町内業者が建設できない原因は何があるのかと。また次の業者の背中を押して何かいい方法はないだろうかという事で質問をさせてもらう訳であります。住宅や施設の建設はね、関連業者が沢山ありまして、町の業者の事業成績はもちろんでありますけれども、雇用の場が広がるとかまあ町の活性化に大いに役割を果たしている訳ですけれども、そういう中で、まあ今後もね、町支援の建設事業もまあ沢山出てくると思うんでありますが、残念ながら町の建設業者が最近なんか元気がないのかどうかわかりませんが、中々あの今回は沼田認定こども園、約2億円の町持ち出しで事業をやっております。しかしながら、入札に負けたというんですかまあそんなことで、取ることができなかつた。更に遡れば沼田町の個人の住宅についてもね、町内業者優先した補助事業体制で進んでおりますけれども、まあどちらかというとならぬハウスメーカーに持って行かれると。こういう事例が多いです。それからハスコムがここ10年ぐらい前に入ってきたんでしょうか。ハスコム1号の時は町の助成なしで、10戸建てを建てました。2号については、1戸200万、2千万の補助を出して建てました。それから今年建てたのは、テラスハウスこれが1戸600万で、4戸建ちました。これらもほとんどがハスコムに持ってってしまわれたというかね、まあ町内業者がまあハスコム2号の時に我々説明受けたんでありますが、建てるのはいいけれども賃貸以降運営管理ができないという事で、いけなかつたという風に聞いております。まあそんな事で、どうもあの町内業者の元気がないという様な事で、その原因はどうなのかと。この原因を追究してね、建設業協会の結束を求めてはどうかと。そうしなければ、建設業協会の弱体が進んでいくのではないだろうかという事でまず1点であります。それから2点目は、あの皆さん方も北海道経済という月刊誌あの見たことがあると思うんでありますが、私たまたま歯医者行ってこの月刊誌を見たんですけども、ハスコムという賃貸業の営業部の記事が載っておりました。この記事によりますと、本業は別な業種だったそうでもありますけれども、賃貸マンションを建設業に参入してから短い間に業績が大幅に伸びたと。上川管内の3町ぐらい名前載っておりますし、空知管内は沼田の町が載っておりました。その町の支援を受けて、建設事業に手をかけて沼山の受注をしてコストダウンとしてきたと。まあそんな事で、非常に業績が伸びたという事例がありました。更にあの隣町の業者の例、皆さん方もみんな見てると思いますが、ノースフォレストBっていうんですか。AがあつてBがあつてこれ2回目に出たやつですし、それからあのサービス付の住宅もうこれも3回私あの隣町の

きたいという会社全部がそうちょっとわかりませんが、そのように隣町の業者も頑張っておられると。その裏に見ますと、もちろん保険をかけて年間2万円入ってもらい加入者に支払いを願うんですけれども、まあ賃貸業をやっていくぞという意欲がね、こう説明されておりますし、更には各種町の助成制度、福祉医療分野とかね、子育て支援分野とか移住定住支援分野とか、まあ特にあの中には結婚祝い金、一組20万円と書いたのがありましたけども、これ秩父別でやっている事業でありますけれども、このようにね沼田の業者は、どちらかというところちょっと避けて通っている様などころもまあ隣町やハスコムも一所懸命やっておられると。そういう事を考えますと、何かその沼田の業者が取り組めない事情があるのかどうかという様な事で、それらをね町も相談に乗ってあげてまあ背中を押してあげる様な事ができないかなど。まあ特別のね、全部建てて賃貸の赤字まで面倒みるというのは、ちょっと無理です。そんなこと当たり前の事ですが、まあパンフレットをまあ作って町で作って出してあげるとかね。それから空室が出た時には、まあ町が積極的に関与して応援してあげるとか、お知らせ版とかね。まあそういうパンフレット出すとか。まああとはディスプレイなんか町で奨励しておりますから、これらについても支援のお金の他に足しましてあげるよとかね、まあそういう様な事をしながらでも町内業者へ背中を押してやってもらい様な方法はないだろうかという面で2点を、2点目質問をさせていただきます。それから本年、まああの1月のコンパクトタウン基本構想の中で、2期、3期に分けてあれ6月でしたか。あの町懇が開かれております。まあそういう中で、やっぱりあの今色々な代議士の話を聞いておりますと、地方創生が始まってから各町村から色々なその建物のお願いが入ってきてるという事で、もう整理がつかんくらいだという風に聞いております。そういう事を考えますと、恐らく補助事業をこれからはどんどんもらってきて、建てるという事は中々厳しくなってくるんだらうと。という風に考えますと、やっぱりあの町としても賃貸業に、町が全部で発注して建てるという事は、これからは困難な事業に、なってくるんだらうと思えますね。そうなりますと、まあ賃貸業をやっておられる業者に建設賃貸をお願いするということが多くなってくるんだらうと思う訳ですね。6月の説明の時の28億円の計画にも言うておりますが、例えば高齢者支援ハウス20いくつですか。それから一般公営住宅8戸なども載っております。これらをやったり賃貸業でもできるような事業だとそんな風に思えますと、やっぱりこのまま町の建設業協会になんちゅうかね、頑張ってもらわなければいよいよその町外の業者が全てを引き受けていくというような形になるんでないかとまあそんな心配をすることになりますので、この3点についてどんな風に町では考えておられるかお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）はい。お答えさせていただきます。私もあの農業もそうですけども、建設業というのは家を建てる裾野が広い業種だという風に思っています。あの設備から色々と水道から考えるとですね。まあだから関連するまあ家1軒を建てればですね色んな塗装から板金から色んな業界の方がそれに係わるという事では、経済効果も地域に対する貢献も大きいのかなという風に思います。まあそういった意味でですね、まああの今議員が仰るようにですね、私もやっぱりなんとか地元の工事についてはですね、地元の業界の方にさせていただきたいっていうのも願うところではそれは議員と同じです。別にそれを避けている訳でもございませんので、まあそれをどうしたらいいかっていうのはきちっとやっぱり論議しなきゃいけないけども、私共も何回かやっぱり問いかけてもいますけども、まあ相対的な中で、中々それをどうしたらいいかっていう論議もまだまあ反省するとしては十分でございますので、まああの建設業協会さんともですね、今月24日に私共に要請が来るとい話でございますので、そういった折にはですね、その辺の問題をぶつけてですね、どうしたら本当にあのまあ議員が仰る様なまあどんな条件ならできるかっていう問題も含めてですね、話し合っていきたいという風に思っています。ただまあ色々と私共が話す中ではですね、やっぱり例えば住宅を作った場合の後の例えば10年後、20年後の営繕の問題とかその一部市中の金融機関からお金を借り入れなきゃいけないから、まあそういった問題とかそれから入退去の色んな手続きとかやっぱり私共の町に不動産業者いませんから、まあそういった事も含めてですね、やっぱり二の足を踏んでるのかなという風に理解しているところでございます。まあそれはそれとしてもやはり是非あの町の裾野が広いっていう業界を考えれば町の色んなまあそれによって潤う訳でございますから、まあ今後色んな起る事業についてもですね、積極的に参加していただく事はやぶさかでございますので、そういった中でですねなんとか民間の方にも事業に参画していただきたいという風に思っていますし、今後計画する色んな公営住宅とか色々あります。まあそういった事も含めてですね、民間の皆さんの力を借りてですね、公営住宅の法律やるんでなくて、まあそういった事も含めてですね、是非あの参画しやすい様な方法をどうかという事も含めて、まあ手厚くはできませんけども、まあその方向についてはですね、検討して何とか地元の業界がですね、自立できるっていうかそれに携われるような協議をしていきたいという風に考えております。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、杉本議員。

○8番（杉本邦雄議員）まああのどんな原因かという事については、まあ話されませんが、まあ前向きにやっていくという気持ちだけはわかりました。ただね、色々事業の内容を聞いておりますと、例えば今回のテラスハウスですか。これらについては、まああの関連業者ですけれども、そんな建物建つんかいという様な話な

んですよね。町が支援しているんだけど。という事は、恐らくね、2号の時に、ハスコム2号の住宅を建てる時に、町内業者が賃貸は嫌だよと、これいった事が原因だと思うんですね。やっぱり賃貸はしないとなるとお願いしてもさしてくれないさせてくれないのかなという様な事になっちゃうんだと思うんだよね。ただあのまあ知らないといえども、まあ担当者に聞くとなんかインターネットで公開したという様な事は聞きました。という事は、業者もあまり関心がないのかなと。沼田町について。まあそんなことは、ニアミスがこうあちこちがあって、うまくこう噛み合っていないと。業者とね町と。まあ一番先に言ったように、まあ町だけが頑張っても駄目だし、町民だけが業者だけが頑張っても駄目だとみんなが一緒になってやらなきゃいけないっていうのは、その辺にちょっと町と業者とうまく噛み合っていないとそういった事が大きな原因でないかとまあそれが考えられます。それとあの2番目に申し上げたハスコムと隣の業者、或いは深川でもそういう業者が沢山あります。そういう業者はどんなことをやってね、まあ恐らくね沢山建てれば賃貸としても金が回りますし、それから建物建てる時もコストダウンされてくとかね、沢山建てれば。という事で今回のこども園、認定こども園が受注できなかったのも、普段から量をやっていないとどうしてもコストが高く見積もっちゃうと。やっぱり競争に負けちゃうと。まあそういう事になっちゃうと思うんだよね。やっぱりそんな事ね、やっぱりもっと原因をね、追究してそして業者等しっかりこう相談してね、ただ話し合うだけではこれは前進まないと思います。まあしっかりと原因を追究してそれではどうしたらいいかという事をね、真剣に考えないとまあ沼田町の建設業協会これがどんどん弱体化していくんでないかとまあこれから町が支援する事業についても中々取り組んでももらえないと、という風に思いますので、それらの決意をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）まあ相手がある事でございますので、まあそれらも十分にですね、私もあの今何回も言いますが、今後のまあ町の人口増とか色々な事も含めたやっぱり大きく関係する事でございますので、きちっとその辺は業者とまた協議しながらいきたいという風に思っております。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。

○8番（杉本邦雄議員）次に。

○議長（渡邊敏昭議長）よろしいですか。はい。それでは次に、今後高齢者の増加で自宅を訪問する訪問看護支援・診療支援の予想はという事で杉本議員。

○8番（杉本邦雄議員）はい。次の課題に移ります。今あの沼田町におきましては、先般26年の年に町懇、町懇あった時に、報告がありましたけども、訪問介護の支援の、これについては具体的にね、あの持っております。まあ看護については、

まああの明確ではありません。先般の全員協議会で話を聞きますと、看護で治療を受けていた方は、今まで一人で今ゼロだという事であります。まあ人口密度から言いますと、まあその程度かなと。道新にこれ色々と出ている中を見ますとやっぱり50人、60人規模の方が看護を求めていると。それに対する看護師も4名とか6名とかね、まあそういうスタイルでやっていかないと採算が合わない。これはあの大規模にやっておるところでありますし、まああの一つは、ここに書いてあります北空知の広域訪問看護支援センターと書いてありますけれども、まあ新聞によりますとこれあの6月頃質問書作ったんで、最近ではステーションで書いてあります。まああの同じものだと思いますが、まあそれとあの深川市立病院のステーションですね。これあの記事を読みますと、深川市と秩父別、妹背牛、北竜、沼田4町で構成するという様な北空知広域連合協議会の民生区ですか、去年の10月に取り上げて、住める事になったと。という事ありますから、沼田も恐らくこの協議に入っておるんだらうと思います。まあそういう中で、沼田町の介護更に看護の要望これはあの我々に説明あるのは、非常に町民の関心度が高いと、という事ですね。一つはこの～の問題ですし、2つ目は農業の問題、3つ目は雪の問題という風に提示されておりました。問題はその介護・看護とこれを要望する本人とそれから家庭とかね、それを介護をする家庭の中の問題ね。これがまた仕事があって大変或いは老々介護が難しいという事で、沼田町は施設での看護支援が看護支援とは書いてません。介護支援と書いてありましたけれども、まあ看護については、ちょっとあのにおいてあったんで、これをどういう風にその考えて沼田でいるかと。まあ人数が少ないので、広域に任そうとか思ってるかもしれませんし、まああの厚生クリニックでこれから取り上げるという様な先般の新しいクリニックの方針も出ておりました。これらを少し整理しなければいけないという事で2番目ですね。これは、やっぱりあの役割分担ていうのはあるんだらうと思うんですね。小さな病院で看護師を育成して院長と言うんですか、先生と一緒に看護をするっていうのは、中々厳しい内容であると思うんですね。そういった事を考えますとやっぱり役割分担をして広域なり深川市でやれるものについては、もうお願いしようと。特に介護でなくて看護ね。そういう様な方針があってもいいと思うんですね。でもこの事について町民が何にも知らないという事になればまたこの問題になります。これらの中身についてどういう風に周知をしていこうと思うのかその考え方、特に身近な厚生クリニックの対応というのが、或いは看護師の役割がどう考えているかという事で、2点目であります。それから3点目は、言うまでもなく国の医療費削減、まああの今40兆とかいって毎年1兆ずつ上がっていくという様な医療費の傾向であります。そういった面では、やっぱりベッド数を削減するとかね、早期退院して自宅で看護者を診てもらいたいと。これは国の考え方ですね。それに対応して今特定行為、看護師ですね、

特定行為に関する制度を設けようと。これが10月からスタートしております。これは、医者に変わる高度な医療治療をできるという様な中身ですね。これには研修に行かなければ、看護師が研修しなければまあできません。38項目にわたってこれらの治療行為や薬剤の指導なんかもできるという風に新聞に出ておりましたけれども、最近の新聞に出ていた中身ですが、やっぱりそういう事を考えますと厚生連がね、どういう風にその看護師を育成して看護について取り扱っていかうかという考え方が、方針がねやってるかと、どういう風になってるかと。これが1つお聞きしたいと思いますし、まあ厚生クリニックの経営方針と経営改善を兼ねてこれらについてはどのように考えているか、この3点について伺います。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）まずあの1点目でございますけども、第6期の介護保険計画、まあ27年の4月から30年までの今計画の中で動いております。まあそういった中で、介護サービスについての調査を今議員が仰る26年度において調査を実施致しましてですね、それに基づいて今将来的な介護サービスを予測して介護サービスの意向を調査しております。まあその結果、希望する、記載の3番目にですね、やっぱり在宅介護の為にヘルパーとか訪問看護の充実という風な事が上がっています。まあそれ以外に〜と食に対するサービスとか医療機関、それから移送サービスとかデイサービスやショートステイの自立とかってあります。まあそういった中でですね、やっぱり今議員が仰る労働、老々介護の問題とか、それから日中の独居の問題とかまあ色々なあの今後施設数では賄えない様な事も含めてですね、やっぱり在宅に移行、在宅の移行への対応っていうのが必要かなという風に思っております、何回も言いますが、私共今、地域包括ケアっていうシステムを作ってますね、その体制をまあ100%と言えませんが、やっぱりその見据えてですね、今政策を順次実行しているところでございます。まああのご存じの様にうちの施設も限りがございますので、やっぱりその介護支援体制ですか、これをきちっとやっぱり今後充実していく必要があるって事で、私共も今考えていきたいと思っております、間に合うかっていう問題についてはあれですけども、順次それに取り組んでいるという事でご理解いただければと思いますし、今度できる施設については、その拠点として機能を果たしていきたいという風に考えているところでございます。その北空知の広域の取り組みと、まあ厚生クリニックの関係でございまして、まあ私共は厚生クリニックですね、やっぱりこの地域包括ケアの重要な機能を担っていただきたいという形ですとお話しさせていただいて、厚生連もその辺はご理解いただき、現場の院長先生はじめですね、その辺はご理解いただいております、今どうしてそれをやっていくかっていうのを今協議を始めているところでございます。まあ基本としてその訪問診療とか訪問看護とかちょっとわかりにくい似たような言葉がある

ので、ちょっとご理解難しいかと思えますけども、やはりこの今後としてはですね、厚生クリニックの訪問看護は、訪問看護ステーションでない為ですね、その係りつけ医としてやっぱりその先生を指定が利用条件になりますので、その係りつけ医としてのやっぱり普段からの先生たちのお付き合いの中で、訪問看護ができるという形でご理解いただければと思ってますし、その辺のですね、PRも含めてですね、もう少しこの訪問看護を充実してほしいって話も従来から厚生連にしているところでございます。方や総合在宅ケア事業団のですね、訪問看護ステーションもまあありましてですね、それと暮らして今年の10月にですね、深川市立病院で訪問看護ステーション、みのりっていうのが今年の10月に開設になっております。まあそれらもうまく利用してですね、まあ私共が病院がありますので、せつかく病院ありますので、病院ができることについてはお願いし、また広域的な取組も今協議を、北空知の広域の中でも今それらの協議をして来週その協議の、首長とか集まってですね、協議があります。まあそんな事も踏まえてですね、私共として、まあ役割分担も含めてですね、まあ私どもできるものそれから広域でしなきゃいけないもの、その辺をきちっとやっぱり対応はしていきたいという風に考えているところでございます。最後のあの特定行為に係る看護師の研修、これあの27年の10月1日から今議員が仰る様に今施行されてます。まあこれらについても指定研修機関が道内に1ヶ所しかないということをごさいますのでですね、これ等も従来から厚生連としては、看護対策を設置して看護師の養成確保や研修等、質の向上を図りますけども、まあまだその辺の具体的な動きが今厚生連の方ではございません。ですからそれらについても今後を見据えてですね、厚生連との連携を取りながらその辺のですね対応についても順次お願いしていく方向でいかなきゃいけないのかなという風に思ってるところでございます。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。

○8番(杉本邦雄議員)まあこれは議論をしなきゃいけない分野だと思うんですね。今厚生クリニックも頑張ってるような方向も出しておりましたけれども、もう少し役割分担をして、広域でやれるところはお願いしてしまうと。私が全員協議会でも話した事あるんですが、やっぱりクリニック3千人の町としてはね、まああの家庭医というんですか。まあ外科も内科も色んなところが見れるような医者一人。そうすることによってクリニックの経営改善も大幅に進むと。まあそんなことやらそれと介護の説明の時にね、平成37年の時には後期高齢者784人。その内331人ぐらいがこう介護とかね色々あの看護とかという様な事をお話ししておりました。沼田にはその時の説明では、200床ぐらいの旭寿園・和風園とかあります。まあそういう事を考えますと、全てが後期高齢者が介護・看護に移るわけでないという事で、まあ施設があれば相当間に合うぞという様なお話しでした。旭寿園・和

風園においてはね、医者が行って看護もしますし、介護はもちろん自前でやっておりますが、そういう事を考えると病院がね、沼田のクリニックが出ていってという様な訪問看護などに、今の数字聞いてもね、1件あったのが0になってしまったという事ですから、あまりなんというかね、そこに金をかけてもちょっと無理があるのかなと、そんな感じをするんですね。やっぱり役割分担して広域に任すところは任す。クリニックは家庭医でやれる範疇を一生懸命やると。経営改善をしながらやりますと。そういう方針の方が私はいいかなど。そして町民のアンケート等ともね、本人は自宅で過ごしたいという事だけでも、まあ家族とかね、老々介護でどうにもならんというところにおってもらったらこれ、おってもらったら言い方はちょっと私も将来なるんですけども、やっぱりあの200床からある施設を有効利用すると。そういう方向でね、あとは130人ぐらいは入れんかもしれませんけれども、元気でぴんぴんころり頑張ってもらおうという様な事で、そういう事を考えて整理をしてね、やっぱり沼田もまあ色んな形はあるけども、そこにやっぱり人材とかお金を投入してもね、中々効率が悪いとそういう風に考えられますので、それらの考え方についてね、やっぱりあの町としてももう少し整理してはどうかなという様な感じをしますので、それらについてどういう風にお考えかお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊敏昭議長）町長。

○町長（金平嘉則町長）あのここで具体的な整備の中身についてはお話しできませんけども、状況については私共もやっぱり危惧されること沢山ありますので、今せっかく厚生連さんがクリニックがですね、そういう形で地域の中での地域包括に一役担っていただけるという事でございますので、その辺も含めてですね、やっぱりうまく人と建物と人材をですね、展開することも必要かと思っておりますので、その辺はもう一度また内部で協議し、また厚生連と協議する中で役割分担の明確な方向を示していければという風に思っています。まあそういった意味で、私もあの家庭医っていか総合医の話も前から厚生連さんにお話しております。そんな形でやっぱりその辺ですね、きちっとやっぱり将来見据えて動いていく事もある意味では必要ですので、まあその過渡期かなという風に思っていますので、まあ議員からいただいた事も含めてですね、検討させていただきたいという風に思っています。よろしく願います。

○8番（杉本邦雄議員）はい、終わります。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。よろしいですか。次議席番号1番。高田議員。町民の「足」をしっかりと確保すべきだについて質問してください。

○1番（高田勲議員）1番、高田であります。一般質問の件名は町民の「足」をしっかりと確保すべきだという事になっております。現在ですね、町の中と町外をアク

セスする公共の交通機関としては、北空知バス、それからあとJRの留萌線がこの2つなのかなど。まあJR留萌線については色んな憶測が飛んでますが、これはまた別の機会にやることにして、今回はですね、町の中のちょっとアクセスを考えてみたい。それで、まあ現在は町営バス、定時運行の町営バスと、数年前から町が一生懸命力を入れてやっているデマンドバス。この2つが町でやっている事業であります。そしてもう1つは、民間企業が行っているタクシーの運行事業、この2つが今町の中をアクセスする公共的な、まあ公共ではないんですが民間ですんでね、交通機関という事になってます。そこでですが先日、私達も説明を受けたんですが、どうも町中で唯一タクシー事業を展開している会社が町からの経営支援がなければ来年の3月を以って事業撤退をしたいという申し出があったという事で報告を受けてございます。まあ同社のタクシーの事業展開については、町民の皆様からももっと夜遅くまでやってくださいよとか、日曜日も休まないで運行してほしいという様な色々な要望があったところではあります、まあ俗にいう公共機関交通では行き届かない部分を細目に補完する役目を担ってきた。当然、町がやってるデマンドバスよりも営業時間は長い、これはまあ当たり前でありました。まあ仮にですね、仮の話はあんまりしないと言ってますけども、来年の4月以降、このタクシー会社が事業撤退すれば困るのは、この言葉もあまり使いたくないんですが、俗にいう交通弱者と言うんでしょうか。あの弱い人が困る。例えば独居の老人の方、高齢者世帯、或いは体の不自由な方、それをその証拠に町では、あの体の不自由な方やそれから高齢者の方にハイヤーチケットっていうんですか、それらを出して助成をしてきたところでもあります。町ではですね、一所懸命本当にデマンドバス使って利用頻度もどんどん上がってますのでね、これらについてはもう議会としてもまあ、私個人としても非常に敬意を表するところなんですけど、まず質問の1点目として、経営者はどうもデマンドバスが経営環境を悪化させてるよという話があるらしいんですが、デマンドバスの運行がですね、タクシー事業に与えた影響は金額ベースでどのぐらいなのかっていうのがわかれば是非教えていただきたい。そして2つ目ですが、中々民間企業にですねお金を経営支援するっていうのは、難しい話なんですけど、ただ事の重大性から言ったらそうも言ってもらえないのかなという意見もあるようであります。町として本件に対して、町長はどのように臨むのかこの2つをまず、冒頭お伺いしたいと思います。

○議長（渡邊敏昭議長）町長。

○町長（金平嘉則町長）本当にあの今そういう形で、公共で賄えないところをですね、運行をしていただいているあの明日萌観光さんには敬意を表するんですけども、まあ色んな状況で経営がそのタクシー部門に対する経営が難しいっていう話は聞かされております。まあそんな事で、このデマンドバス運行どのぐらいの影響があっ

たかという事でございますけども、まあこれはおおよそで明日萌観光さんからの情報では15万程度の影響があったのではないかという話はお伺いしております。1ヶ月あたり。まあこれが撤退した、まあ仮の話はあまりしたくないんですけども、まあそういう事を想定されるとすれば、今言ったその高齢者の皆さんとか障害者の皆さんをどうするかという問題もやっぱり私としてはやっぱり危惧するところでございます。まあそんなことで今、色んな事で今どうしたらいいのか私共今悩んでいるところでございましてですね、それらについて今色んな策がどうすればいいのか、まさに今検討中ではございまして、ちょっとそれをどうするかについては、今ここでは申し上げられませんが、まあ色々関係者とも色々意見を聞きながら、本当にこれは何とかして対応できる様ななくなれば困る方の事の対応を含めてですね、慎重に検討していかなくちゃいけない問題だという事で、今ここでこういう方向っていうのは、ちょっと申し上げられませんが、きちっとやっぱり迷惑かからない様な形とやっぱり方法で解決しなくちゃいけないなっていう認識でございます。

○議長（渡邊敏昭議長）高田議員。

○1番（高田勲議員）あの中々本当に難しい問題でまあ北空知バスにはね、いくらか町も出してますよね。だからそれと同じ意味でもいいんじゃないかっていう意見もあれば、民間企業なんでそんなのは出す必要がないという方がいるのもこれは事実なんですけど、仮にですね本当になくなった時困るのが、今申したように体の悪い方とか体の悪いったら失礼だ。あの障害を持っている方とか、或いは高齢の方がきっと困るんだろうなと。毛細血管みたいにこう血液の行かないところまで今まで行ってたものがそこで止まっちゃうわけですから、困るんだろうなという風に思います。沼田はですね、もう人口3,300人ちっこい町になっちゃったんですけども、このハイヤー・タクシーっていう、ハイヤー事業とバスという組合せはですね、今のやっている会社の以前の会社からその前に請け負っていた委託していた会社もそうだったんですよ。それで、商業の間では自然な摂理なんですけど、競争に片方が敗れたわけです。競争に敗れて片方は去っていった。それで今の会社がこっち側のタクシーの免許を引き継いで今の事業形態になってもう7年か、きっとそのぐらいになるのかな。そのぐらいになるんだと思うんですけども、この今やっている会社にもそういう風に公共の部分を買って来たんだとしたら、社会的責任であると思うんです。やはり3,300人の町だったら3,300人の町らしくね、本当に誰が困るんだ、どこで困るんだ、買い物なのか、通勤なのか、通院なのか。そこまでやっぱりきっちり調べた一人一人きつと今やっている会社もその辺の社会的責任っていうのは重々感じてはるはずなんです。ですから、仮にの話をして申し訳ないが、仮に本当に撤退するのであれば、町としてそのくらいしっかりと対応をしていただきたいと思うんで、お願いなんですけれども町長のお考えをこの辺どう決意をお伺

いしたい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）まあそこがそういう風にしても、しっかりした対応はしなきゃいけないなと思ってます。これは議員と同感です。それがどうなるかはここであの申し上げられませんので、それはじっくりとその弱者の方を守らなきゃいけないし、もちろんその町内業者も守らなきゃいけないっていうのはありますから、これどっちを優先させるかっていうこれ難しいまあ議員が仰る、難しい問題ですので、そう簡単に私も本当にだからお金出すのがいいのか、まあどこにね、そのお金を事業展開すればいいのか含めて色々とやっぱり色んな今後の5年、10年先の事もありますから、それも含めてやっぱり考えてたいという風に思ってます。

○1番（高田勲議員）終わります。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。次議席番号6番。長原議員。有害鳥獣対策についてを質問してください。

○6番（長原誠議員）議長。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。

○6番（長原誠議員）6番、長原であります。私は有害鳥獣対策について質問させていただきます。有害鳥獣対策と言いますと、鹿ですとか今アライグマ大変あの増えてまあその対策もしてる真っ盛りでありますけども、この鹿対策につきましては、それぞれ今更新地区で新しく電牧柵が延長されて、今までの電牧柵もまあ一定の効果が得られているという事で、更にはこの拡充を願っているところであります。今回の有害鳥獣対策については、カラスについての質問でありまして、最近あの数年前から気にはなっていたんですけれども、町の中特に小学校・中学校周辺にあの夏から秋にかけてですけれども、大量のカラスが飛来してきておりまして、まあこれは何が原因なのかちょっとわからないんですけども、数年前にあのゴミの問題につきましては、非常にあの計画的に収集されて、各町内会もそれぞれステーションを設置するなどして、ゴミの関係を非常にこう適正に管理されて、生ゴミに対する被害はないと思うんですけども、なぜかこの学校周辺に飛来するという事で、非常にこう見過ごせないなという風に思っておりまして、まあ機会があったらまあ一般質問したいなあという風にそう思っていたもんですから、今回質問させていただいております。小学校も新しくできましたし、中学校も今の旧高校跡地に来てまさに沼田の教育のゾーンになっている訳でしてね、そこら辺にこう大量のカラスが集まってくるのはいかがなものなのか。何か食べるものがあるのか。環境がどうなのか。そういった事に対して、恐らく近隣の住民も気にはされてると思うんですけれども、そういった苦情はないのか、こういう現状町長把握しているのか、まずその辺をお聞きしたいと思えます。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）確認中では苦情も私も見て、町長室から見える時もありますから、あの状況については、理解してますし、私のところには直接その町民からの問い合わせはございません。まあ担当のところにはあるかもしれませんが、それは確認してませんけども、まああの由々しき問題でこれうちの町でなくどこの町もやっぱり苦慮してですね、対策を打ってますけども、特効薬的な抜本的な対策は行われてないっていうのが、多分議員も御存知かなという風に思ってます。まああのどうしてかなという事で、今これは推測でございますけども、やっぱりゴミの問題とかですね、まあゴミの問題についても今、各家庭の出し方とか色々な形で協力いただいて、減ってるかと思えます。でも、まだやっぱりゴミにあさるカラスもいらっしやいますし、小学校周辺で多い、まあ今年も結構多かったので、なぜかっていっても、まあこれは推測ですけども、あのライスファクトリーに集まるあの米の運搬車がですね、落とす米がですね、狙ってきているんでないかっていう話もございます。まあそんな事もあってですね、やっぱり食べ物が豊富にあることがやっぱり集まってくる一因かなという風に思ってますね、まああの回答にはなりませんけども、やっぱり状況を見ながら特にあのまあ小中学校に確認しますけども色々な建物とか生徒の被害今のところ確認できておりませんので、まあ状況見ながらまあこれはあの銃で撃つわけにもいきませんし、個体数を減らす緻密な努力が必要かと思えます。まああのすぐは対応は難しいかと思えますけども、状況見ながら有効な事をついていう風に思えますけども、まあ有効な手段も今見つからない状況でございますので、せめてあの食べ物とかまあそういった形でカラスが集まらない様な状況についてですね、町民の皆さんにも一応ご協力を願いたいなという風に思ってますし、私共もまあその辺状況を見ながら対応せざるを得ないのかなという風に思っているところです。

○6番（長原誠議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、長原議員。

○6番（長原誠議員）やはりあのこのカラスの被害については、町長仰る様に全国的にこの問題になっておりまして、あるところではカラスを駆除すると鳩が増えてまた他の被害がでるんだという話も聞いておりまして、まあ野鳥ですから大群の中で飛来してくるもんですから、中々その対策っていうのは難しいっていう話は理解しております。あの産廃所ですとあのそういった誘導策みたいな、罠みたいなものありまして、そこにこうカラスを入れておくとそこにどんどん入ってくる、捕獲できるっていう様な設備もあると思えますけども、中々市街地ですからそういったものも難しいのかなという気もしますし、果樹園ですと果樹にこう釣糸のラインの様なビニールのテングスの様なものを張っておくとまあ鳥が来ないとかあとはその鷹

を置くと侵入してこないとか、まあ色んな私もインターネットで調べますと、対策をとっている様ですけども、いかんせんやはりあの冒頭に申しあげました様に学校の周辺だという事で、まあ現状では、子供達に危害はないという事で、まああの営巣中だと結構カラスも被害を出すっていう話を聞いてますけども、やはりあの教育ゾーン色々な大量のカラスが来るという事は、あまりこう如何なものかなという風に気がするものですから、やはり侵入、入ってこない対策っていうのが、やはり恐らく全国で取組んでいるって仰ってましたんで、色々調べていただいて、やはり今まさに子育て住宅もあそこに建築されておりますし、やっぱり住環境、学校環境もやっぱりよくするという事の努力は必要かなと思います。時間かかると思いますが、是非ともあの対策とっていただくことをお願いしたいと思います。またあの農地ですと、それこそあの猟友会にお願いして威嚇してもらうですとか、音による追い払いもできるんですけども、まあ町の中まさに学校ですからそういう事もとれないという事で、きっと何か方法があると思います。何とか年々こう増えてくるカラスを見てると気になって仕方がないというか、問題が起きる前に対処していただきたい。その事をお願い申し上げて私は以上で終わります。よろしく申し上げます。

○議長（渡邊敏昭議長）よろしいですか。

○6番（長原誠議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。次議席番号3番。大沼議員。職員の不祥事防止について質問してください。

○3番（大沼恒雄議員）はい、議長。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。

○3番（大沼恒雄議員）はい、3番大沼でございます。今回の職員の不祥事防止という事につきまして質問させていただきたいと思います。背景にはですね、実はあの各公共団体の不祥事、年間に4千7百件起きていると、それから北海道でもですね、24年から不祥事の再発防止っていう事でやってるんですが、年間に大体17件からまあ10件から17件ぐらい起きているという事が背景でございます。それです、その不祥事っていうのはそしたら何の事をいうのかと言った場合ですね、まあ俗に非行為を含めた不適正事務、それから倫理条例等違反、道路交通法違反、報告義務違反、まあこれに関して今回はしゃべらさしていただきたいと思っております。まあそんな中でですね、道では職員の不祥事が相次いで発生した事から服務規律の確保や法令遵守の徹底について職員の一人一人が高い意識を持つことが必要とし、改めてその趣旨を徹底する為に平成24年度から道庁全体で防止策に取り組んでいると、これが1点でございます。沼田町においてはですね、沼田町職員の懲戒処分に関する規定、これが平成21年7月の29日、規定第3号の改定を最後に

なされていないという事で、職員の服務規程、職員の倫理規定及び交通違反者等に対する処分基準など関連する例規を見直してはいかがでしょうか。その中でですね、実は不祥事に関しての考え方としましてはですね、最近町の方でもまあ若干事務処理の考え方があって、報告受けたところでございますが、一人一人のモラル違反、ルール違反、気のゆるみが重なってそして組織内の倫理観・道徳観が低下していく事によって、不祥事が起きやすい職場環境が作られていくと。その為にはですね、沼田町にもありますけれども、やはり倫理、道徳そういったものをもう一回見直した形の中で、職員の意識向上に繋げてはいかがですかという事で町長にそうですね、関連する例規の見直しと防止策について考えている事があるかと思っておりますのでお尋ねしたいかと思っております。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）あのご指摘いただきましたその私共の規定処分基準は今議員が仰る様に平成21年以降、内容の改定は行ってません。であの北海道の職員に係る懲戒処分の指針とありますけども、これとあと私共の処分と言うか規定を見比べてみましたところですね、大きな違いはございません。道になくて私共の町にあるものもありますから、これあの再度、もう一度見比べてですね、直すべきところあれば直させていただきますけども、今のところ国家公務員に対する懲戒処分の指針と大体同じであるということで、まずご理解いただければと思います。今、議員が仰る様にですね、今回職場環境なりですね、やっぱり公務員としての自覚の問題とかまあそういった事で皆さんにご迷惑かけている事に関しては、陳謝申し上げますけども、やっぱりこれは日頃の職場の中での問題とか上司と部下の関係とか色々な事で仕事の分担とか本当に複雑なものが要因してくるかと思えますし、公務員としてのですね、意識の問題の高い低いの問題、まあこれは色々沢山あると思えます。まあ我々としてもそれを放置する訳にはいきませんので、なんとかやっぱり研修なんかを通じてですね、その辺を徹底したいと思えますけども、中々100%の状況ではないっていう事は申し上げたいと思えます。ですから、まあこれは言い訳になりますけども、これを少しでもリスクを減らしてですね、やっぱり皆さんにご迷惑をかけない様な行政の職員としてですね、意識を再度また持っていただくような研修なりそれから課内での色々な関係とかですね、そういうの含めてですね、少しでもこれが減る様な方向に、なくすような方向に向かっていきたいという風に考えております。

○3番（大沼恒雄議員）はい、議長。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、大沼議員。

○3番（大沼恒雄議員）あの確かに沼田町職員の懲戒処分に対する規程っていうのは、まあ全国的にも沼田の場合は恥ずかしくない懲戒処分の規定になってございま

す。ただあの紹介処分の中身がどうのこうのじゃなくて、例えばですね、この職員の服務規程、この中にはですね職員は町民全体の奉仕者として職責を自覚し、誠実構成に職務に遂行しなければならないとか、それから倫理規定の中にはですね、職員は自らの行動が常に公務の信用に影響を及ぼすことなく深く認識して書いてあるんですよ。で、最近ね、これを見るとね、沼田の職員さんてね、結構あっち向いてほいって歩いてるんですよ。で、町民の皆さんから例えばあの挨拶しないで歩いている職員多くなりましたよねとか。そういった事をね言われるという事はね、どっちかと言うとその倫理だとか服務だとかもう一回しっかり感じて町民の信頼を得る為にもね、仕事をしているんだっていう事を自覚持っていたいただきたいなと思うんですよ。であの倫理っていうのは、まあ人の道の事を言います。それから職業倫理っていうのがあります。だけど公務員倫理っていうのはね、更にその上をいくんですよ。はい。で、公務員はね、社会の期待・信頼に応える行動規範であるという事が、これ人事院で勧告されてる職員倫理です。ですから、そういった事を踏まえて、一生懸命頑張っていたいただければと思います。それからあの規定についてはですね、町長あの変えるところはないという事を今仰いましたけれども、交通違反者等に対する処分基準、平成27年7月の29日、訓令第1号。これ後で見ただければと思います。それから沼田町職員の懲戒処分等に関する規程、第4条の2、これも見ていただきたいと思います。沼田町物品調達等指名業者選定委員会規程これの第3条見ていただきたいと思います。それから沼田町文書管理規程これの第3条、それから沼田町事務決裁規程第3条、それから別表の第4条関係、それからですね職員の服務規程、平成13年2月の5日規定第1号これの第6条関係、第3号様式、第17条関係第6号様式この辺もう一度見直していただいて、そして更にですねこれが今僕が言う様な不適正事務に関するか別にしてですよ、見直していただいて、職員さんの意識向上を務めていただければと思いますが、町長いかがですか。

○議長（渡邊敏昭議長）町長。

○町長（金平嘉則町長）本当はあの私共の担当の方で見直していただいてまたなんらかの機械にご報告させていただいてですね、職員にですね公務員として恥じない様な態度で町民と接するという様な事でいきたいという風に思っております。

○3番（大沼恒雄議員）はい、議長。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。

○3番（大沼恒雄議員）町長から今そういう決意がございました。職員皆さんも町長のそういう決意の中でですね、職員が一つにするとこれ町長のせいになれちゃいますので、しっかりその辺を肝に銘じて課長連中動いていただければと思います。終わります。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。要望という事で。

○3番（大沼恒雄議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。それでは次に議席番号2番。津川議員。企業誘致の取り組みについて質問してください。

○2番（津川均議員）議長。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。

○2番（津川均議員）2番、津川です。最後の質問でありますけども、一つ前向きな姿勢で町長のお答えを聞かせていただきたいという風に思います。まず企業誘致の取り組みについてでありますけども、町長の行政報告の中にもありました様に、今年度は1万件のその企業にアンケート調査を行ってきた。或いは企業誘致の活動をしてきたという事でありまして、まあここ数年ですね、この企業誘致に関しては、まあ一生懸命やってる事は理解できるんですけども、実績が上がってないというのが実態であります。行政報告によると今年についてはそのまあ去年からハイテクインターっていう会社が今一生懸命その土盛りをしたり、新築工事に向けて進んでいるということですから、まあこれ1件は何とかなるのかなという感じは致しておりますけども、それにしてももうここ数年来、きちっとしたその企業誘致が成果を表してないですよ。毎年このアンケート調査を行ってきて、その結果についてね、どういう検証をしているのか。或いは、その返って来たアンケートに対してどういう対応をしているのかっていうのが我々あの中々報告されておきませんので、まずその辺についてお答えをいただきたいという風に思います。

○議長（渡邊敏昭議長）町長。

○町長（金平嘉則町長）はい。まああの企業誘致全般ですとここ沼田町は何十年も行ってましてですね、まあその経済状況によりまして、企業が進出した年があれば、今のようにですね成果がないと言われてもあれですけども、今の状況、まあ国内景気の問題とかですね、世界の景気の問題とか、今中国の進出がまた国内に戻って来たとか。色々状況が変わりつつある中で、我々としてもまあ担当者がですね、今言ったように毎年企業のアンケートを行い、今1万社に出しておりますけども、その中でですね、戻ってくるのがですね去年で、今年ですか、でその意向調査で戻ってくるのは、ほぼ1万を出してですね、385の企業さんから回答をいただいています。まあこれは全くないともありますから。まあこの数字が多いのか少ないかですけども、まああのこの実績としては戻ってきてですね、その中で385の中でですね、109の企業さんがなんらかの関心なり意向を示しているのが109です。この109も含めてですね、年間何回もわたってその企業さんに訪問し、沼田のPRをし、そして今後の意向の動向も含めてフォローをするっていうのを毎年繰り返しているという状況です。ですからこの109についても、土地を取得したいのかあのまあ工場出したいのか、まあ例えば沼田町の雪エネルギーに関心ある

のか、まあそのところは精査しておりませんが、まあそういった形でこれをこつこつとやっぱりやってですね、タイミングよく本当にあの企業さんの今後の展開の中でですね、やっぱりどっか選ぶわけですから、やっぱりその辺のタイミングの中で沼田町もやっぱりそういう中でその一つに候補地としてやっぱり入って、訪問してるかしてないのかっていうのもやっぱり違ってくると思います。まあそういった形でこれはですね、息の長い私は仕事だ、取り組みかなという風に思ってますね、これやっぱりこれをやめるわけいきませんし、当面このような形でですねやっぱりあの企業訪問を続けることがまたいつか色んな形でかえってくるのかなという風に思います。まあ進出しないまでも企業さんとの色んな中で情報とか色々提供されますので、そういった中でやっぱり次の展開も期待できるのかなという風に思います。ですからこれはもう決して無駄な様に見えますけども、やっぱり将来これはどこかの中でやっぱり生きてくるのかなという風に思ってますので、まあそれないからやめるとかじゃなくて、やっぱりこれはもうちょっとやっぱり議員も長い目で見ていただきたいなという風に思っております。

○2番（津川均議員）議長。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、津川議員。

○2番（津川均議員）その今町長が答えた中なんですよね、一番大事なのは。そのアンケート調査をしてまあ4%しか返ってこない。4%弱しか返ってこない。その内沼田に来てもいいかな、少しはそういう気持ちもありそうところが1%ぐらいしかない。そのアンケートをやった中身がやっぱり大事なんですよね。その辺はわかりませんがって今町長仰いましたよね。それではなんのためのアンケートなの。全くやる必要がない。やっても意味がないアンケートなんじゃないですかね。どうして来れないのか、沼田にもしも来るとしたらどういう条件だから来てもいいよ、そんなことまで踏まえて、検証するのがこのアンケートじゃないですかね。その考え方をもう少し、それからもしわかればその回答されてるアンケートの中身がわかればどういう中身なのかっていうのもついでにお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。

○町長（金平嘉則町長）あのまあ企業訪問してその辺の事を、つぶさに確認してはいます。担当者レベルでは。ですからそれによって、色んな問題なり課題なりですね、どこがどうなるっていうのは、それはきちっと担当の者で抑えてデータとして肅正しています。それで、今言っているようにその中で、その回答した中でですね、やっぱり計画があるとか計画ないとかっていう回答を得ますから、あと何に関心があって、将来検討をしたいとかっていうそういう項目でアンケート聞いてます。それに応じて今あの個々の会社の中身によって対応してますので、まあこの回答の中身は後でお見せしますけども、まあそれは会社によって色々違いますから、そ

の何が問題なのかですね。その辺は私共としては、その進出しやすい様な形の色んな問い合わせなり、お話を色々ときています。継続的に。そういった事で我々としては、十分に分析してやっているつもりでございます。

○議長（渡邊敏昭議長）よろしいでしょうか。津川議員。

○2番（津川均議員）よくはないんだけどね。あの、もしもその来れるとしたらまあある程度の条件っていうものも飲まなきゃいけないと思うんですよ。当然あの沼田にその会社を立ち上げてもらうためには、極端な例ですよ、例えば。例えば電気代だとか水道料がもう少し安かったら来るだとかね。っていうのであれば、町の方でそういう補填も考えましようかっていう様な、それぐらいの気持ちが無かったら中々そのこの雪の多い沼田町に来てくれる企業っていうのは少ないのかな。しかもまああの高規格道路、高速道路の便ではよくなりましたけども、まあJR自体でもすね、そんなに本数が走っているわけでもない。滝川や旭川、まあ12号線まで出るまでもしばらく時間がかかると。こう色々な要素があつてですね、それらの要素をやっぱりきちんとなぜ来たくないのか、来るんならどういう事をしてあげれば来てくれるのかというところまでやっぱりきちんと分析をしてですね、ただ回数行っててもいくらその訪問の回数があつても、そういう点では難しいのかなと思いますんで、今一度そこの中身をですね検証していただいて、今後にまた取り組んでいただきたいなという風に思います。意見で結構です。

○議長（渡邊敏昭議長）意見でよろしいですか。

○2番（津川均議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。それでは引き続き、教育長に対しての一般質問を行います。2番、津川議員。パークゴルフおよびパークゴルフ場の考え方について質問してください。

○2番（津川均議員）はい。教育長にお伺いします。雪降らないね。スキー場オープンできるのかね。今年ですね、まあ暇になった訳でもないんだけど、結構パークゴルフへ通う回数が増えてですね、回数券6枚使ったら1万2千円なんですよ。年間の会員券だったら1万円で済むんです。あの2千円程損をしました。でもそれだけ通つてると色々な事が見えてきて、まあパークゴルフ単なる遊び、或いはちょっとの運動の為に、行ってみればいいのかなっていう程度で始めたんですけども、まあこれだけ行くとね、さすがにはまってきて、そうやって行つてる内に、町外からの人達が結構来てるなあっていうのがわかって、町外の人達と色々な話をする。まあ当然その町内の方々も大勢いらっしゃる訳ですから、そういった方々と話をしていると、パークゴルフっていうのは意外と中身が濃いところがあるなど、奥深いところがあるなという風に感じたものですから今回質問をさせていただきたいという風に思います。今日あの傍聴者の方の中でもパークゴルフをやる方が何人かいらっ

しゃいますので、一つこういった方々が喜んで帰れるような答弁を是非お願いしたいと思います。教育委員会の方で調べてもらったらですね、平成18年に利用者が町内の利用者が6,700名。それから町外から来てる方が11,000名。合計18,000人の人が平成18年にはいらっしやった。今年はですね、残念ながらもう半分以下、町内の利用者が3,900人、まあ大方4,000人。それから町外の方が3,950人、まあほぼ同じ位。合計で7,939人なんですけども、まあこれだけ減ってきているっていうのは、確かに人口も減っておりますしね、高齢化社会にもなっては来てるんですけども、なんでこんなに減ってくるのかね。毎年ですね、まあ7百万近い予算をかけてパークゴルフ場の運営をしてる、或いは設備をしてる訳ですけども、それに対して利用料っていうのは、今年でいくとわずか2百万ちょっと。220万程。18年の年でもう430万ぐらいですから、まあこれは利益を追求する施設ではないですよ。当然その町民の皆さんが運動増進や或いはあの色々なその交流の場、憩いの場として利用してくればね、5百万や6百万かけても決して私は高いものではないという風に思ってます。それで今年その通つてるとね、沼田のゴルフ場っていうのは、大変評判がいい。まずあの芝の状態が管理がすばらしい。遠くはやっぱり網走だとか北見だとか札幌だとか、そういった方々、それから近隣の旭川や留萌の方々まあしょっちゅう来てくれている、まあそういう状況。これだけすばらしいゴルフ場なんだから、なんでもっとその地元の町民の皆さんが利用しないんだろう。或いはもっとあの他の町村から利用してもらう方法はないんだろうか。そんなことを考えていると、沼田のこのパークゴルフ場は、4コースありますけども、手前の2コースはまあ普通通り利用できるけども、奥の2コースっていうのは見えないしあるかどうか分からない。町外から来て初めて来た人は。案内図を見て初めてああ奥にもあるんだね。これはちょっと使いづらいねっていうのが1点ありました。ただ芝についてはですね、もう近隣町村では一番いいんですよ。自信持っていていいぐらい。そして町外から来る人の中で、結構その沼田から全道的レベルの大会に出て、まあ優勝したり、常時その上のランクに入っている方が2人も3人もいらっしやる。私が知らなかったんですけども、沼田になになにさんという人いますよね。はいいますよって言ったら、やああの方はいつも全道で必ず上位にランクに入ってるか優勝してますよねっていう話を2人か3人名前を聞かされるんですけども、まあそれぐらいそのそういう面でも沼田のパークゴルフ場っていうのは、比較的全道の中ではあの名前が知られている。これを利用しない手はないな。せつかくそうやって皆さんが評判をよくしてくれてるんですから、もっともっとその沼田のゴルフ場に力を入れてPRをしてですね、町外の方々に利用してもらう方法はないだろうか。或いは町内の中でも、もっと所謂その企業や団体や組織やそういうところに働きかけをして、色々な大会をしてもらったり利用し

てもらったり、それからもう一つは、中学生が今年に1回か2回、授業でパークゴルフを利用してきてます。来年から沼田はそのふるさと課という学科を作って、その中では夜高あんどんだとかその化石だとかほたるだとかっていうものを勉強したいっていう風に新聞に載ってましたけども、できるのであればね、その1回や2回じゃなくて、中学生だとか小学生の高学年あたりももう少し授業の中で取り入れて利用してくれると、今度あの親子の色々なつながりっていうかあの交流、ふれあいにも役立つのではないかなという風に思うんですよね。だから是非、あの沼田の町のパークゴルフ場これだけ評判のいいゴルフ場をもっと内外的にPRをして、そしてパーク人口を増やしていただいて、まあそのためにはもう少しあの色々変えなきゃいけないところもあるわけですけども、このパークゴルフ人口が、利用者が減ってることにとりあえずは主眼を置いて、なんとか沼田のパークゴルフ場を利用できないかなという風に思ってますので、教育長にまずお伺いをしたいという風に思います。まだそれ以外にも聞きたい内容が実はありまして、これについては後程議長の許しを得て、町長にも答弁をいただきたいという風に思います。まずは教育長に考え方をお伺いしたい。

○議長（渡邊敏昭議長）教育長。

○教育長（生沼篤司教育長）今程お話しありました様に確かにパークゴルフ場の利用人口っていうのがずっと減り続けておりまして、まあ非常に私共としてもですね、まあとにかくパークゴルフっていうのは、あの誰しもお分かりのように健康の増進だとか、或いは人と人とのその絆の所謂仲間づくりですか。まあそういったものにも非常に効果が高いという事で、私共としてもなんとかこのパークゴルフ人口を増やしていきたいという風に常々思っております。まあそれで町内的にはですね、なぜこれがこんなに減ってきてるのかなという事もまあ色々考えるわけです。見ておりましたら、所謂協会なんかも、パークゴルフ協会というのがありまして、設立当時は120～130人の方がいらっしゃったそうですけども、今だんだんと減って当時の半分ぐらいしかいらっしゃらないという事の様です。まあそれはなぜかという、あの所謂高齢の方が多いですから、ある程度年齢が達したというか、年齢になった時に、やめていかれて後その後が入ってこないんだと。所謂底辺が広がってないのがこれ大きな原因だという事でありまして。まあ私共も見ておりまして、まあその事は非常に感じていたところです。それでこれからですね、なんとしてもこの底辺を広げていく、その努力が非常に重要だという風に考えておりまして、まああの4年程前からですね、今回で4回目になるんですけども、まあ底辺拡大の為の大会というのをですね、まあ町民に対しての大会というものを年に1回、開催しています。名称あの沼田町教育長杯パークゴルフ大会という名称でですね、まあこれはただ単に、点数の少ない人が優勝するという従来型のそのスコアを競う大会じ

やなくて、完全に底辺拡大の為の大会としてですね、位置づけて毎年やっています。一般の方も当然入ってくれてはいますけども、あまり常時すぎるっていったら変ですけども、技術の高い方にはちょっと遠慮いただいてですね、そういった協会の方々には指導役に回ってもらうという、まあそんな形を作っておきまして、どちらかというところ、初心者向けの大会、そしてその中には親子での参加も受け入れておきまして、親子連れの参加もかなりの数いらっしゃいます。まあ非常にあの参加された方の評判もよくてですね、まあ非常に楽しいパークゴルフってこういうものだったのかとまあそんな反応も結構あるものですから、まあずっとこれからもそれを行ってきたいなという風にしています。それと併せて私共社会教育事業の中でもですね、議員仰られるように、とにかく子供たちの内からそういったものにパークゴルフの楽しさだとかいき深さだとかそういったものに触れて、知っていただくこと、まあそんな思いでですね、社会教育事業の中でも、子供達を対象とした事業、パークゴルフの教室ですとかね、そんなものをやったり、まあ先ほど仰られました中学校の授業も3年生だけですけども、年に2回、全部で5コマ、所謂授業にして5時間ですか、それをやってるといふ事でございます。まあ本当はもう少し授業で増やせないのかなと思ってこう学校の方とも話もしてるんですけども、まあ所謂体育の授業の一環でやってるものですから、ある程度そのコマ数っていうのが限られておきまして、まあ1年生、2年生はこういった授業を1年間の中でやらなきゃいけないというまあ決まったものがあるものですから、本当は増やしたいんですけども、中々今のところは1年生、2年生までにはちょっと考えてないんだというまあ学校からの意向もございました。まあそんな事ですね、とにかく利用人口が減ってるという事については、私共非常にしっかり現実を受け止めておきまして、まあなんだかの事をやってかなきゃならんという思いでは今動いているところではあります。それと併せてですね、これからあの更にもう少し何か違った取り組みがないのかという事で内部でもずっと色々と考えてきたところなんです。まああの新しい大会をまあ町内の中でどなたかスポンサーになってくれるようなところを募ってですね、まあやろうとして多少なりともこう動き始めてるところでもございますし、またあと先ほど言いました様にパークゴルフ非常にこう健康づくりにも有効だという事もあるものから、健康づくりの視点、健康づくり事業にパークゴルフを取り入れるという様な視点でですね、新しい事業も来年ちょっと考えてみたいという事で、まあ保健福祉課の方の担当の人とも色々こう今調整しているところでございまして、まああの仰られる事十分理解しておりますので、ちょっと来年に向けて色々検討させていただきたいと思っております。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、津川議員。

○2番（津川均議員）できればそのね、学校は決まったカリキュラムがあつて中々

そのパークゴルフ場を入れるのも難しいかもしれませんが、まあできるだけね、そういう子供達にも親子で一緒に触れ合えるメリットを考えてできれば入れてあげてください。沼田のパークゴルフ場がもう一つ評判がいいのは、あそこのスタッフの方々その芝の手入れを管理をしてくれる方々、それから受付をしてくれる3人の女性の方々、あの人達がですね、結構その親切に、その町外から来た人たちに対応してくれてるんですね。お昼になってその沼田でどっか美味しいところないだろうかっていうと、あの3人の人達がいや蕎麦ならここが美味しいよ、ラーメンならここが美味しいよ。ここの食堂は空いてるよっていう色んなそのPRをしてくれる。芝の管理の方へいくともう休みの日でも雨が降ってたら、そのカップの中に水が溜まってるといってわざわざ出番でもないのに出てきて、カップの水を空けて回ったりですね、大きなゴミが風で飛んでたらそういう物を取り除いてくれてたり、あの本当に気遣いをしてくれてるすばらしい私はスタッフだと思います。ああいう人達はあくまでも臨時なんですよね。だから来年いるとは限らない。今年限りで終わりかもしれない。そういうせっかく覚えてくれて色んなPRしてくれて、評判がいいそういうスタッフをやっぱり来年以降もまたあの継続して働いてくれると、ますますあのパークゴルフ場の評判も上がるんじゃないかなという風に思うんですね。ああいうスタッフの方々を大事にしてほしい。その為には何かパークゴルフ場が終わった次の仕事もやっぱり少し手当してやらなきゃあの確保っていうのは難しい訳ですから、まあその辺の考え方を是非教育長にお聞きをしたい。それから利用者の数でいくと今年は去年より多いんですね。多いんだけど、収入は去年より少ない。それは回数券を出した分で減ってるんですよ。だから本来はもうちょっと今年は去年よりも収入が多くなければいけないんだけど、でもこの回数券のおかげでやっぱり人数が増えてるのかもしれないんで、是非ですねこの回数券の制度をこれからも継続してほしいし、旭川あたりは600円か700円と言いましたっけ。それぐらいするそうですから、沼田の400円っていうのはもうめちゃくちゃ安いわけですね。安いし、混まないし、芝がいいしという3つの条件が揃ってて、町外からも来てもらってるんだと思いますから、この料金についてもまあ本来はその500円や600円ぐらいは上げてもいいんだと思うけど、私は上げないでこのままの価格でいくことの方があの利用者数を減らさないいい条件なのかなという風に思いますが、この関係についても教育長の考え方をお聞きしたいのと、それから今のそのクラブハウスの規模が小さいっていうのか、あんまり使い易いその水郷庵があって、団体の食事場所はあるんだけど、クラブハウス中自体のですね、その使い方がなんかもう一つまあ利用の仕方が悪いっていうのか、使いづらいっていうのか。その辺の施設の考え方というのもお伺いしたいという風に思います。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。教育長。

○教育長（生沼篤司教育長）はい。まああの従業員の非常に接客がいい、またあの管理のスタッフの一生懸命さが非常に素晴らしいというまあお褒めのお言葉いただいて本当にありがたいと思っております。基本的にはですね、コース管理の方は年間委託という形で、民間に管理業務委託しておりますので、まあそちらで雇われた方が来てくださっていると。まあ毎年同じ方来てくださっておりますので、まあ一緒に我々も助かっているわけでありまして、私共の方で直接雇用しております3名についてはですね、基本的には普通の臨時職員の扱いとなっております、まあ半年更新契約になってます。ただあの年度変わったにしてもですね、本人から来年はちょっともう行けないからという本人から申し出が特別な限りはですね、あとそれ以外の特別な事情がない限りは私共の方では、基本的には継続してきてもらう様な考え方ではあります。ただあのですね、それはそういうことなんですが、冬場の話についてはですね、ちょっとそこまでの事を今まで考えた事がございませんでしたので、まあそれについてはなにがしかの事を検討してみたいと思っておりますけども、ただ今あの冬だけの仕事が町内にどれだけあるのかという事もございますし、まあ確実にその人を冬の間も繋ぎ止めておくことができるかどうか。ちょっと今の段階でははっきり申し上げられませんが、確かに仰られる様にそういった一生懸命やってくれる人を冬の事も考えてあげる必要はまああってもいいのかなというそんな気もいたしますので、まあちょっとそれについては検討させていただきたいと思っております。それと回数券については、まあこれは継続する考え方で、まあ去年始めたばかりですし、料金についてもですね、今のところは特にこれをどうしようという考え方は私共の方では持っておりませんので、現状のままこの後しばらくいききたいという考え方であります。それとクラブハウスについてはですね、確かにあの最低限のものしかないというか、そんなにゆったりとしたスペースがあるわけでもございません。まああの大きな大会になって、沢山の人が来られた時には中でゆっくり休んでもらえるようなそんな形にもなってないのが現実です。これをさらに増築するだとか何とかって言う事になると、ちょっとこれはもう大がかりな話にもなりますので、まあちょっと中々その辺は難しいかとは思いますが、ちょっと中々ですね、例えば物入れてある部屋を少し片づけて休める様なスペースを作るだとか、まあなんだかの事はもしかしたら考えられるかもしれません。まあそんな事で多少なりともゆったり感を感じていただけるような事は、ちょっと内部でも検討してみたいなという風に思います。ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、津川議員。

○2番（津川均議員）確かにその先ほどの色々な大会を開いてほしいって言っても議会もですね、前は年2回、6月と9月の定例前は必ずやってたんですね。議会終わってから懇親会前に職員の皆さんと一緒に。でも最近は天気が悪かったり、中々

そういう機会も減ってますし、色んなその企業、団体も年々そういうのが少なくなってきたので、まあできるだけ一つ斡旋して、まあ斡旋というかお願いをしてそういう大会をもっともらうようにしてやってければいいかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。教育長については以上で終わらしていただいて、町長に考え方をお聞きしたいんですけども。

○議長（渡邊敏昭議長）そんなに長くはないですよ。どうぞ。

○2番（津川均議員）町長の返事次第かな。質問書の中に書いてあります様に、町外から4千人からの人に来てくれる。わざわざ自分達から足を運んで来てくれるわけですから、これを利用しない手はない。まあ先ほども言いました様に、その食事をしてくれたり、何かお土産を買っててくれたり、特産物はなんだって聞いて買っててくれたり。せっかく来てくれるのに、残念ながらおもてなしができないと。まあおもてないをする必要もないのかもしれませんが、あの地方創生の項目の中にもあります様に他市町村との交流これもパークゴルフっていうのは、大きな役割を果たしております。せっかく来てくれる4千人の方々にですね、あの沼田のPRをしないで帰す手はないだろう。沼田には道の駅がありません。まあコンパクトエコタウンが出来上がってもそれから今検討している商業施設にしても、場所的にはあそこは道の駅にはなりませんよね両方。そのパークゴルフ場の駐車場を見るとね、お昼時になったら長距離のトラックがあのお昼時に必ず何台か。それから営業車が何台か止まってるんです。食事をして一休みするために。所謂その道の駅代わりに使っている車が結構ある。これをやっぱり利用しない手はないんで、観光PRやそれから夜高あんどんや色んなイベントやそんなもののPR、沼田の発信地にしても私はおかしくないと思う。もし、町長もその事も認めるのであれば当然今のクラブハウスではあの中に合わない。もう少し大きいものに変えて中で特産物をもっと多く売れる、或いはそのPRするそういうスペースも必要になってくるわけですけども、とりあえず沼田で道の駅が当分できないとすりゃそこをそういったものの代わりにはならないだろうかという風に私は考えるんですけども、町長の考え方をまずお伺ひしたいと思います。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）道の駅あのまあ経営的に難しいところもあってですね、やっぱりその色んな何を売ってどういう風にして管理をしてっていうまあ色んな多分議員も御存知かと、色々難しい問題もあります。まあだから駄目っていうのではなくてですね。まあ今言っているその4千人も来られてるんですから、まあそれをほっとく事ももったいないので、なんだかの対応も必要かと思ひますけども、これをすぐそこに道の駅を設置するとかそれからどうするかっていうのは今お答えできませんけども、やっぱり何らかの対応は必要かなという風に気もしないわけではありま

せん。ただ、それを試験的に進めるかっていうのは今ちょっと色々条件なり色々とその今言った施設の問題とかトイレの問題とかですね、やっぱり解決しないこと沢山ありますので、そららをやっぱり十分に検討させていただいてですね、議論をまたしていきたいという風に思っています。

○議長（渡邊敏昭議長）津川議員、よろしいですか。

○2番（津川均議員）はい。あの是非前向きで考えてみてください。あそこがとりあえず大きなお金をかけないでも道の駅代わりになるのかなという風に考えてます。よろしく願います。終わります。

○議長（渡邊敏昭議長）以上で、一般質問を終了致します。ここで、暫時休憩を致したいと思っておりますが、あの傍聴人の方々には一般質問最後まで聞いていただきましてありがとうございます。まだこの後傍聴できますので、よろしければそのまま聞いていただければという風に思います。それでは40分まで休憩を取ります。

16時27分 休憩

16時39分 再開

（会議時間の延長）

○議長（渡邊敏昭議長）再開致します。ここで議長より終了時間の延長について宣告致します。本日の会議は、全ての日程が終了するまで延長したいと思います。よろしく願い致します。

（一般議案）

○議長（渡邊敏昭議長）日程第9、議案第66号。沼田町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。政策推進室長。

○政策推進室長（吉田憲司室長）議案第66号。沼田町過疎地域自立促進市町村計画の変更について。過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項により沼田町過疎地域自立促進市町村計画の一部を次のとおり変更する。平成27年12月17日提出、沼田町長名でございます。提案理由を申し上げます。沼田町過疎地域自立促進市町村計画により、各種自立促進事業を推進してきていますけれども、今回平成27年度事業の地域密着多機能型総合センターの実施計画及び診療所の施設建設と沼田厚生クリニックの医療機器整備助成に対し、過疎債を活用することができる様に計画を変更・追加するものであります。本文の変更につきましては、現状にあわせて文言を追加・修正しております。具体的には、1つ目、沼田厚生クリニックが建築後50年を経過しており、建て替えが必要になったこと。2つ目には町立診療所の施設整備と併せて総合通所サービスセンターや地域安心センターを一体的に整備を行い、医療・介護・福祉の更なる連携を推進する事。3つ目には平成

26年4月より、病院から診療所が変わったことなどとなっております。申し訳ございません。6枚めくっていただきまして、右側の欄に35頁と書いてるところをお開きいただきたいと思います。右側に35頁と、下の段、変更後の方を見ていただきたいと思います。下線の付いている、診療所と診療所の事業内容、2つを追加してございます。1つ目には、地域密着多機能型総合センター建設事業の中の沼田町立診療所整備の実施計画と施設建設を追加してございます。その下、沼田厚生クリニックの医療機器等施設整備助成につきましては、6月定例会におきまして、予算議決をしていただいておりますが、計画では病院の中に区分されておりましたけれども、病院ではなく診療所への整備助成として過疎計画の事業計画を変更するものでございます。なお、今回の変更につきましては北海道知事との事前協議がございまして、11月13日に整っておりますことをご報告申し上げます。以上、議案説明と致します。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第66号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第10、議案第67号。沼田町立診療所の設置及び管理に関する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（黒田美和課長）はい。議案第67号。沼田町立診療所の設置及び管理に関する条例について。沼田町立診療所の設置及び管理に関する条例を提出する。平成27年12月17日提出、沼田町長名でございます。沼田町立診療所の設置及び管理に関する条例。以下、条文の読み上げを省略し、提案理由及び規定内容を申し上げます。沼田町の地域医療を担い、運営されております沼田厚生クリニックの施設については、老朽化により新しい施設を沼田町農村型コンパクトエコタウン構想における地域密着多機能型総合センターに設置することで、医療・介護の連

携により地域包括ケアシステムの構築に向けて、北海道厚生連と協議を行って参りました。今回提案します条例は、新施設での運営をスムーズに移行させる為、厚生連からの要請もあり、新しい施設が完成する1年前の年度初めの平成28年4月1日を以って町立に移換し、町立診療所として設置及び管理について規定するものです。町立としての診療所は、町民の健康保持増進の為の医療を提供することとし、現状の沼田厚生クリニックの医療機能を継続し、引き続き北海道厚生連が運営規定する方向で協議を行っております。条例の内容ですが、第2条に規定します名称は新しい施設に移転するまでは、現状の沼田厚生クリニックの名称をそのまま使用することとして、町立沼田厚生クリニックと致します。第3条には、診療所が行う業務を、第4条には診療科目を規定しますが、診療科目については、現状どおり内科・外科・皮膚科を予定しておりますが、これらについては規則で定めることと致します。第5条、第6条には指定管理者による管理と指定手続きについて、第7条には指定管理者が行う業務を規定しています。第9条、第11条には利用料及び手数料を指定管理者の収入として収受させることとしています。第12条には利用者の施設及び設備に関する損害賠償の請求手続等を町が行うこととして規定しています。以上、沼田町立診療所の設置及び管理に関する条例について説明致しました。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○5番（久保元宏議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、久保議員。

○5番（久保元宏議員）5番、久保です。いよいよまあ町立診療所という事になるんですが、まあ今後議会、行政、町民含めて知恵を出し合う機会が増えてくると思っています。その議論のベースにする為にとという意味も含めまして、この機会に町立移換のメリットを町長の言葉で語っていただきたいと思っております。町立病院の移換ですね。

○議長（渡邊敏昭議長）町長。

○町長（金平嘉則町長）あのこれは今久保議員が仰った様にその自分たちの医療機関としてですね、やっぱり愛してですね、利用してもらおうという事で、そうしていかないと町立診療所の人達ともですね、やっぱり役割も果たせないのかなという風に思っていますので、これはやっぱり町民みんなで守っていくという事の、一つの表れかなという風に考えてますので、その辺もご理解いただければと思います。

○議長（渡邊敏昭議長）よろしいですか。久保議員。

○5番（久保元宏議員）何度も申し訳ないです。精神的な事ももちろんそうなんです、財政的とか色んな面で町立にするというメリットに対してお考えを伺いたい

と思います。

○議長（渡邊敏昭議長）町長。

○町長（金平嘉則町長）財政的に言いますと、まあそれは赤字がどうのこうという問題でないかと思えますけども、まあこれはきちっとやっぱり町もそれに経営に係わる事もできますので、その辺の意見もですね、やっぱり十分に厚生連としても反映できるのかなと思えます。

○議長（渡邊敏昭議長）他に質問はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第67号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第11、議案第68号。沼田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）はい。議案第68号。沼田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について。沼田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を提出する。平成27年12月17日提出、沼田町長名でございます。沼田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例。条文の朗読を省略させていただきまして、提案理由を申し上げます。この条例は行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律、所謂マイナンバー法の施行に伴い、法の定める個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する利用範囲について、町が独自に条例をもって取り組んでおります事業の利用について定めるものでございます。第4条の条文となりますが、利用範囲を定めるものでございまして、2枚ほどめくっていただいたところに第1表で機関、事務、もう1枚め

くっていただいたところに、別表第2に、機関、利用事務、特定個人情報がございますが、現状について各課に確認したところ、乳幼児等の医療費の助成に関する条例、重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例、奨学資金貸付条例に係ります4事業の事務取扱いについて利用することができるようにした条例の提案でございます。なお、附則に記載のとおり条例の施行日は、平成28年1月1日となっております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○1番（高田勲議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）高田議員。

○1番（高田勲議員）1番、高田です。あの従前はきっとその都度ペーパーでやってたんだらうなという風に思うんですけども、今度はこのシステムを使って個人情報をそっから抜けるよという条例だと思うんですけども、こういう風になるよ、こういう風にするよっていう個人への告知・周知、これをどのようにやろうとお考えか、お伺いします。

○議長（渡邊敏昭議長）総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）はい。今回の条例につきましてですね、できるようにするという事の条例でございまして、今、町民の方々が、今来ていただいて、何を知っていただくということではなくてですね、町民の方々が何かの手続きをする場合に、個人番号用いた中で各種申請、まあ手続き関係が簡略にできるという形のものでございます。

○1番（高田勲議員）はい。了解。

○議長（渡邊敏昭議長）他に、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

○10番（橋場守議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）橋場議員。

○10番（橋場守議員）これによってまあ事件が既にもう発生している訳でありますよね。やっぱり私はその人をですね、番号で識別する様なやり方は正しくないと思うんで、このやり方はやめた方がいいと常々思ってますんでね、反対致します。

○議長（渡邊敏昭議長）他に、ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第68号は、原案のとおり決することに賛成の

方は挙手を願います。

(挙手多数)

○議長（渡邊敏昭議長）挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第12、議案第69号。沼田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）はい。議案第69号。沼田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について。沼田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成27年12月17提出、沼田町長名でございます。沼田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例。沼田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、平成17年条例第14号の一部を次のように改正する。第5条第1項第1号を次のように改める。(1)施設の効果的な運営を確保するために必要があると認められるとき。附則、この条例は、公布の日から施行する。提案理由を申し上げます。本条例第5条は、公募によらない指定管理者の候補者の選定等の条例でございます。現行の条文は施設の正確、規模及び機能により工法に適さないと認められたときとありますが、提案条文のとおり文言を整理させていただくものでございます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第69号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第13、議案第70号。町税条例等の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（浅野信行課長）はい。議案第70号。町税条例の一部を改正する条例について。町税条例等の一部を改正する条例を提出する。平成27年12月17日、沼田町長名でございます。町税条例等の一部を改正する条例。条例の朗読を省略させていただき、今回の改正の主な内容についてご説明させていただきます。地方税法の一部改正とマイナンバー法の施行により、本町においても条例の改正が必要となった事から今回改正を行うものであります。主な改正点は、納税者に対する徴収及び換価における猶予規定を条例に加えたこと、マイナンバー制度施行に伴う条文の整備を行ったものの2点でございます。最初に、納税者に対する徴収及び換価における猶予規定について。町税条例の猶予制度が平成27年4月の国税法の改正により、見直されるとともに徴収・換価の猶予に関する事項について町税条例においても定める事が必要となった為、今回の条例に追加するものでございます。改正の内容としましては、8条から13条までございますが、納付の見直し、申請の手続きの整備、取り消し猶予の追加、職権による換価の猶予の手続等の整備、申請による換価の猶予制度の創設、担保の徴収を不要とする場合を追加するものです。なお、附則として平成28年4月1日施行とし、適応区分による経過措置を設けるものであります。もう1点、マイナンバー制度施行に伴う条例の整備でございますが、行政手続きにおける特定の個人を識別する為の番号の利用等に関する法律、所謂番号法が交付され、法人番号の定義が規定されたことにより、町税条例においても条例・条文整理が必要となりました。今回の整備は、各種、税・申告・申請に係る条例に番号法第2条第15項の文言を加えるものです。改正の内容としては、町税条例第36条、町税の申告63条、固定資産税の申告第89条、軽自動車税の免税申告第139条、特別土地保有税の免税申告第149条とございますが、これにつきましては147条の誤りでございます。訂正してお詫び申し上げます。どうもすいませんでした。それぞれ番号法、第2条第15号を法人番号の定義を加えるものであります。なお、この規定は交付の日から施行することとなります。以上、条例の一部改正について、説明を申し上げます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第70号は、原案のとおり決することにご異議

ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊敏昭議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長(渡邊敏昭議長) 日程第14、議案第71号。沼田町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長(黒田美和課長) はい。議案第71号。沼田町介護保険条例の一部を改正する条例について。沼田町介護保険条例の一部を改正する条例を提出する。平成27年12月17提出、沼田町長名でございます。沼田町介護保険条例の一部を改正する条例。以下、改正文の読み上げを省略し、提案理由及び改正内容を申し上げます。本条例は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、所謂マイナンバー法に基づき、介護保険に係る保険料の徴収猶予に関する申請書及び保険料の減免の申請書のそれぞれ記載する事項に個人番号を追加するものです。なお、施行日をマイナンバー法の運用開始に合わせて平成28年1月1日と致します。以上で、説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長(渡邊敏昭議長) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊敏昭議長) 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

○10番(橋場守議員) 議長。

○議長(渡邊敏昭議長) 橋場議員。

○10番(橋場守議員) 棄権するんですけど、会場から出なきゃ駄目ですか。議場から。

○議長(渡邊敏昭議長) 棄権したい。

○10番(橋場守議員) はい。ここにいて棄権ていうのであればここにいます。

○議長(渡邊敏昭議長) なるほど。一応退場していただいた方が間違いないかと思えます。

○10番(橋場守議員) ああ、そうですか。

17時00分 橋場議員退場

○議長(渡邊敏昭議長) これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第71号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

17時01分 橋場議員入場

○議長（渡邊敏昭議長） 日程第15、議案第72号。平成27年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長） 議案第72号。平成27年度沼田町一般会計補正予算について。平成27年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成27年12月17日提出、町長名でございます。別冊の平成27年度一般会計補正予算書（第7号）、1頁をお開き願いたいと思います。平成27年度沼田町一般会計補正予算（第7号）。平成27年度沼田町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ408万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,117万8千円と定める。2項、省略させていただきます。平成27年12月17日提出、町長名でございます。10頁目をお開き願いたいと思います。10頁歳出でございます。増減額の多いもののみ説明とさせていただきます。少額、軽微な支出につきましてはですね、割愛し説明させていただきます。2款総務費、1項7目庁舎管理費、11節需用費、修繕料70万円の増額補正でございますが、これにつきましては、庁舎ボイラーに一部不具合を起こしてるものもあり、その他緊急を要する修繕に対応するものとしてですね計上しております。17目スコールセンター費、13節委託料、64万4千円の増額補正であります。これにつきましては、消防用設備点検により指摘されました防火扉、シャッター調整などに関わります施設管理委託料の計上でございます。18目国際交流費、19節負担金補助及び交付金、100万円の減額補正でございますが、今年度、ポートハーディー地域より受け入れる予定年でしたが、本年につきましてはですね、ポートハーディー地区より訪問を見送りたいとの意向があった為、改変するものでございます。なお、明年以降の取り組みにつきましては、継続していくことと考えているところでございます。26目地域活性化・地域住民生活等緊急支援費、19節負担金補助及び交付金、50万円の増額でございますが、これにつきましては、まち・ひと・しごと創生に係る地域活性化・地域生活等緊急支援交付金、地域創生先行型事業を活用し、北空知1市4町の広域連携により、北空知圏地場産農作物利活用推進

協議会を設立し、この事務局を北空知圏学校給食組合が担い、J A・生産者などとも連携した中で、地域農産物を学校給食をはじめとする様々な用途への利活用及びブランド化を推進すすめる為の、販売促進及び事業化についての検証に取り組むための事業でございまして、1市4町の全体事業費と致しまして、510万円を見込んだ中で、本町の負担分と致しまして50万円を計上したものでございます。なお、財源につきましては、歳入でご説明申し上げますが、全額を交付金と見込んでいるところでございます。11頁をお開き願いたいと思います。3款戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、158万6千円の増額補正であります。11節・12節につきましては、個人番号カード交付事務補助金の確定に伴います補正であり、全額歳入を計上してございます。13節委託料、53万9千円の増額につきましては、1月から始まります個人番号カード交付に本人確認に必要な際に活用致します顔認証システムの機器の導入委託料として52万円を、備品購入費にありますカードプリンター保守点検料三ヶ月分1万9千円を見込んでおります。18節備品購入費、94万円につきましては、住所変更などにより新居住地を個人カードに印字するための専用プリンターの購入経費でございます。4項選挙費、1目選挙管理委員会費、13節委託料、49万7千円の増額補正でございまして、これにつきましては、6月の公職選挙法の改正に伴い、選挙権が18歳まで引き下げられることとなったことにより、選挙人名簿システムの改修に関わります委託料でございまして、なお、1/2の額につきましては、財源を歳入の方で見込んでございます。3款民生費、1項2目高齢者福祉費、20節扶助費、202万4千円の増額補正であります。これにつきましては、老人福祉施設措置費、和風園入所にかかります措置費支弁額であります。当初予算では、62名分の積算でございましたが、現在65名となっております。年度末までの必要見込額を計上したものでございます。7目高齢者医療費、19節負担金補助及び交付金、509万円の増額補正であります。これにつきましては、平成26年度後期高齢者医療給付費の確定に伴います金額でございまして、12頁をお開き願いたいと思います。2項児童福祉費、2目子育て支援費、139万円の増額補正であります。8節報償費は今年度新規政策事業として取り組む子育て世帯冬期暖房費助成事業費の対象世帯増加に伴います増額7万円と20節扶助費、療育センターなどへの通所支援に必要な支援費として必要な額として132万円を計上してございます。なお、通所支援につきましては、国・道からの補助金も見込んでいるところでございます。3目子育て医療費、79万円の増額補正につきましては、町単独の中学生までの医療費助成でございまして、10月までの実績と以降の推計を基に致しました年度末までの必要見込額の計上でございます。4款衛生費、1項1目保健衛生費、9万2千円の補正につきましては、深川市立病院の常勤小児科医撤退に伴います二次医療圏、北空知圏域の小児救急医療に係

ります旭川厚生病院に対します、小児救急態勢整備に要する負担金の計上でございます。下段になります、2項清掃費、2目塵芥処理費、68万4千円の増額補正につきましては、平成26年度のごみの処理量の確定に伴います負担金の補正でございます。13頁をお開き願いたいと思います。3目し尿処理費、164万4千円の減額補正は、平成26年度のし尿処理確定に伴います補正でございます。6款農林水産業費、1項7目経営所得安定対策制度推進事業費、20万円の増額補正であります、経営所得安定対策事業と収入減少営業緩和対策事業が本年度より統合されたことによりまして、事務費の増加が認められ、農業再生協議会の補助金として交付するものでございまして、財源につきましては道費で全額計上してございます。8款土木費、5項1目住宅管理費、92万7千円の増額補正であります、公営住宅の蓄熱暖房機などの不具合が発生して修繕などでは対応できない場合、速やかに交換ができるよう予算計上するものでございます。9款消防費、1項1目消防施設費、マイナスの606万3千円の減額補正であります、これにつきましては、前年度繰越金の確定に伴います負担金の減額でございます。14頁をお開き願いたいと思います。10款2項小学校費、1目学校管理費、18節備品購入費及び3項中学校費、1目学校管理費、18節備品購入費につきましては、全員協議会の中で説明お詫び申し上げましたAEDの購入費の計上でございます。2目教育振興費、11節需用費、95万6千円につきましては、平成28年度に教科書が改訂される為、新年度スタート前に表紙用の指導書を購入する為の計上でございます。5項7目生涯学習センター費、備品購入費及び6項保健体育費、3目体育施設費、備品購入費につきましてもAEDの購入費の計上でございます。15頁をお開き願いたいと思います。12款1項1目共通物品費、68万7千円は、町の封筒印刷の経常費でございます。18目学校教育振興基金費は、指定寄附受納によります100万円の積立金の増額計上でございます。13款1項1目職員費、425万8千円の減額補正は、職員の退職及び人事異動に伴います会計間異動によります給料・手当・共済費・負担金の補正計上でございます。7頁をお開き願いたいと思います。7頁歳入でございます。11款地方交付税、1項1目地方交付税、935万7千円の減額でございます、今回提案しております歳出予算とその財源を含み収支の均衡を図ったものでございます。13款分担金及び負担金、2項1目民生費負担金、1節老人福祉費、285万9千円の増額補正でございます、これにつきましては和風園などに入所されている方々からいただくものでございまして、入所者の増及び入所者の入れ替わりなどに伴いまして現在の費用徴収額を基に算定した計上でございます。15款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金、66万円の増額補正でございます、歳出民生費、子育て支援費でご説明申し上げました療育センターなどへの通所支援の必要見込額132万円の財源として国費1/2を計上したものでございます。同

じく2項1目総務費国庫補助金、85万5千円の増額補正でございますが、歳出総務費、地域活性化・地域住民生活等緊急対策で申しあげました負担金の50万円全額の補助金と社会保障税番号システムの整備補助金10万7千円につきましては、戸籍住民基本台帳費でご説明申しあげました個人番号カード交付事務補助金確定に伴います計上、選挙人名簿システム改修費補助金24万8千円につきましては、選挙管理委員会費で申しあげました選挙人名簿システム改修費に対する1/2の額を補助金として計上してございます。8頁をお開き願いたいと思います。16款道支出金、1項1目民生費道負担金、33万円は国費でもご説明申しあげました療育センターなどへの通所支援費、道費1/4の計上でございます。同じく2項道補助金、4目農林水産業費道補助金につきましては、農林水産業費でご説明申しあげました農業再生協議会への補助金の財源でございます、10割の補助金で計上したところでございます。18款寄附金、1項6目教育費寄附金100万円につきましては、指定寄附金の受納によります増額補正でございます。9頁をお開き願いたいと思います。19款1項1目ふるさとづくり基金繰入金につきましては、基金充当事業として取り組んでございます子育て世帯冬期暖房費助成事業の事業費増加に伴います基金繰入金の増でございます。同じくスコーレ基金繰入金につきましては、歳出国際交流費でご説明申しあげましたポートハーディー受け入れ事業、本年度中止になったに伴います歳入繰入金の減額計上でございます。21款諸収入4項5目3節庁舎等管理負担金につきましては、庁舎管理費修繕料70万円の増額計上に伴います改良区また消防からの各々20%の負担金として計上したものでございます。以上、説明申しあげて提案説明とさせていただきます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○3番（大沼恒雄議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、大沼議員。

○3番（大沼恒雄議員）3番大沼です。あの400万という予算の中なんだけど、あんまり款項目がないからね、ちょっとあの質問をしづらいんだけどまず総務費について、来年の4月電力の自由化がはじまるわけだけれども、これについて町の考え方はどうなっているのかお聞かせ願いたい。それから公衆無線LANサービスWi-Fiスポット前から立ち上げる様な話も聞いているんだけど、この辺はいつ頃やるのかお尋ねしたい。それから衛生費になるんですが、今PM2.5と黄砂の関係、これはあの環境省のレベル2でね、注意喚起っていうことを求められてるんだけど沼田町としてはどのように住民に喚起されるのかお尋ねしたい。それからあの除雪の関係なんですけどね、交差点の除雪についてこれ国・道と協議をしているの

かという事をお尋ねしたい。それから町道については、町内会と協議して効率の良い除雪ができているのかその辺今まで協議してたはずなんだけど、最近どうなっているのかお尋ねしたい。それからですね、町長の。

○議長（渡邊敏昭議長）大沼議員さん。

○3番（大沼恒雄議員）はい。すいません。

○議長（渡邊敏昭議長）あの、今回の予算に関係する事で、質問していただければという風に思いますが。

○3番（大沼恒雄議員）わかりました。そしたらですね。了解です。少ないからね。いや、わかりました。いいです。そしたらやめるか。

○議長（渡邊敏昭議長）よろしいですか。

○3番（大沼恒雄議員）やめるか。ちょっとやめたくないんだけどちょっと待って。

○議長（渡邊敏昭議長）よろしいですか。はい。他に質問ございませんか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質問を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第72号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第16、議案第73号。平成27年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。和風園園長。

○和風園園長（安念昌典園長）はい。議案第73号。平成27年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成27年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成27年12月17日提出、町長名でございます。別冊の平成27年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算第2号の1頁をお開きください。平成27年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算第2号。平成27年度沼田町の養護老人ホーム特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ357万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8、8

38万6千円と定める。2項省略については、省略させていただきます。平成27年12月17日提出、町長名でございます。それでは、内容についてご説明させていただきます。6頁目の歳出をご覧いただきたいと思います。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございますが、2節の給料から4節の共済費につきましては、職員の退職や人事異動に伴う会計間異動に伴い、減額となっております。7節の賃金につきましては、臨時介護職員の資格手当、所謂介護福祉士という資格手当の増額及び年度末に支給する予定となりましたが、支給することでお話しさせていただいておりますが、一時金を増額したものとなっております。続きまして2款の事業費、1項事業、1目事業費でございますが、13節の委託料についてですが、和風園内で介護を必要としている利用者の方々に介護サービスを提供しております。その介護サービスの量はですね、年度当初の予算よりも多くなってきた為、委託料を増額したものでございます。次に歳入でございます。歳入につきましては5頁目をお開きいただきたいと思います。先ほども申し上げましたが、人件費の減額分を1款の老人福祉費負担金、事務費、生活費で減額したものでございます。また、介護サービスの業務委託料分の増額分をそのまま8款の訪問介護費収入で受ける為に増額したものとなっております。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第73号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第17、議案第74号。平成27年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。旭寿園園長。

○旭寿園園長（谷口勲園長）はい。議案第74号。平成27年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成27年度沼田町特別養護老人ホーム特別

会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成27年12月17日提出、町長名で
ございます。別冊、補正予算書（第2号）、1頁をお開き下さい。平成27年度沼田町
特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）。平成27年度沼田町の特別養護老
人ホーム特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予
算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,001万9千円
を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,233万4千円と定め
る。2項省略致します。平成27年12月17日提出、町長名でございます。今回
の補正予算の内容でございますが、職員の退職・異動によります人件費の減額、A
EDの購入によります備品費の増額でございます。

（「説明省略」の声あり）

○旭寿園園長（谷口勲園長）説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろし
くお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑あり
ませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入
ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採
決致します。お諮り致します。議案第74号は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決し
ました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第18、議案第75号。平成27年度沼田町高齢者グ
ループホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求め
ます。旭寿園園長。

○旭寿園園長（谷口勲園長）議案第75号。平成27年度沼田町高齢者グループホ
ーム特別会計補正予算について。平成27年度沼田町高齢者グループホーム特別会
計補正予算を別冊のとおり提出する。平成27年12月17日提出、町長名でござ
います。別冊、補正予算（第2号）、1頁をお開き下さい。平成27年度沼田町高齢
者グループホーム特別会計補正予算（第2号）。平成27年度沼田町の高齢者グ
ループホーム（なごみ）特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ63万1

千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,009万3千円と定める。2項省略致します。平成27年12月17日提出、沼田町長名でございます。今回の主な補正につきましては、職員の異動による人件費の減額でございます。

(「説明省略」の声あり)

○旭寿園園長(谷口勲園長)ありがとうございます。以上、申し上げまして説明終了致します。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長(渡邊敏昭議長)説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊敏昭議長)質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊敏昭議長)ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第75号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊敏昭議長)ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長(渡邊敏昭議長)日程第19、同意第4号。固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(金平嘉則町長)はい。同意第4号。固定資産評価審査委員会委員の選任について、議会の意見を求める事について、現評価審査委員であります横山佳幸氏の任期が平成27年12月24日を以って任期満了を迎えるとともに、本人より勇退の意向が示されましたので、地方税法第423条第3項の規定によって、議会の同意を求めるものであります。記と致しまして、推薦する方は、住所、沼田町字北竜1120番地、氏名、荒木勉氏、生年月日昭和36年1月21日生まれ、54歳であります。荒木氏につきましては、昭和60年より農業に従事され、平成23年に農業委員になられ、現在もご活躍をいただいている方であり、識見・人格もまさに適していますので、提案を申し上げます。平成27年12月17日提出、沼田町長名でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長(渡邊敏昭議長)説明が終わりました。お諮り致します。本案は、人事案件でありますので、質疑・討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊敏昭議長)ご異議なしと認めます。よって、本案の質疑・討論は省略

することに決しました。本案について採決致します。お諮り致します。同意第4号は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊敏昭議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決しました。

○議長(渡邊敏昭議長) 日程第20、同意第5号。固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(金平嘉則町長) はい。同意第5号。固定資産評価審査委員会委員の選任につき、議会の意見を求める事について、現評価審査委員であります大西晴彦氏の任期が平成27年12月24日を以って任期満了となりますので、地方税法第423条第3項の規定によって、議会の同意を求めるものであります。記と致しまして、推薦する方は、住所、沼田町字東予404番地、氏名、大西晴彦氏、生年月日、昭和38年11月21日生まれ、52歳であります。現在2期目の委員としてご活躍いただいております、識見・人格ともにまさに適していますので、再任として提案を申し上げます。平成27年12月17日提出、沼田町長名でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(渡邊敏昭議長) 説明が終わりました。お諮り致します。本案は、人事案件でありますので、質疑・討論を省略したいと思ひます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊敏昭議長) ご異議なしと認めます。よって、本案の質疑・討論は省略することに決しました。本案について採決致します。お諮り致します。同意第5号は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊敏昭議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決しました。

(請願の審議)

○議長(渡邊敏昭議長) 日程第21、請願第4号。安保関連法(戦争法)の廃止を求める請願についてを議題と致します。本請願については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略致したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊敏昭議長) ご異議なしと認めます。よって、請願第4号は委員会付託を省略することに決しました。ただちに審議に入ります。紹介議員より説明を求め

るところですが、この際説明を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊敏昭議長) ご異議なしと認めます。よって、説明を省略することに決しました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊敏昭議長) 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

○1番(高田勲議員) はい。

○議長(渡邊敏昭議長) はい、高田議員。

○1番(高田勲議員) あの、安保関連法案については、色々な見方ができると思います。国を守り、国土を守り、国民を守り、国を守る、国家を守る法律だと言ってる見方もできると思います。ましてこの請願願意では、戦争法案という様なものの書き方をしてるんですが、見様によっては、戦争抑止法案という見方もできると思いますので、私は反対です。

○議長(渡邊敏昭議長) 他にご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊敏昭議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。本請願については、採決を致します。この採決は挙手によって行います。お諮り致します。請願第4号に採択することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手少数)

○議長(渡邊敏昭議長) 挙手少数であります。よって、本請願は不採択とすることに決しました。

○議長(渡邊敏昭議長) 日程第22。

○10番(橋場守議員) 議長。

○議長(渡邊敏昭議長) はい。

○10番(橋場守議員) あの保留する人がいるかもしれませんから、反対の人も挙手あの。

○議長(渡邊敏昭議長) 休憩致します。

17時32分 休憩

17時32分 再開

○議長(渡邊敏昭議長) 再開致します。日程第22、請願第5号。TPP「合意」内容の徹底した情報公開と検証を求める請願についてを議題と致します。本請願に

については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊敏昭議長) ご異議なしと認めます。よって、請願第5号は委員会付託を省略することに決しました。ただちに審議に入ります。紹介議員より説明を求めるところですが、この際説明を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊敏昭議長) ご異議なしと認めます。よって、説明を省略することに決しました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊敏昭議長) 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊敏昭議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。本請願については採決を致します。お諮り致します。請願第5号は、採択すべきものと決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊敏昭議長) ご異議なしと認めます。よって、本請願は採択すべきものと決しました。

(閉会中の所管事務調査の申し出について)

○議長(渡邊敏昭議長) 日程第23、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題と致します。お諮り致します。本件は、常任委員会が調査終了までの閉会中の所管事務調査の申し出であります。この際、説明を省略し許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊敏昭議長) ご異議なしと認めます。よって、本件は許可することに決しました。ここで暫時休憩を致します。

17時34分 休憩

17時34分 再開

(日程の追加)

○議長(渡邊敏昭議長) 再開致します。議事日程の追加についてお諮り致します。事務局より意見案1件が追加案件として提出されました。この際、これを日程に追

加したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、日程第24、意見案第5号、TPP「合意」内容の徹底した情報公開と検証を求める意見書（案）について、以上、1件を日程に追加することに決しました。

(意見案の審議)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第24、意見案第5号。TPP「合意」内容の徹底した情報公開と検証を求める意見書（案）についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですがこの際、説明を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、説明を省略することに決しました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認めます。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案については、採決致します。お諮り致します。本案は、原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり関係機関に提出することに決しました。

(閉会宣言)

○議長（渡邊敏昭議長）以上で、本定例会に付議された案件は全て終了致しました。これにて、平成27年第4回沼田町議会定例会を閉会致します。ご苦労様でした。

17時36分 閉会